

平成30年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成30年（2018年）12月18日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【12月18日】

開会（午後 3 時10分）	1
第 4 期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事業計画及び予算.....	2
その他.....	50
閉会（午後 6 時30分）	50

本委員会に付託された案件

1. 第4期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事業計画及び予算について
2. その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成30年12月18日
(2018年)
午後3時10分開議
委員会室

1 出席委員は、次のとおりです。(15名)

丸 山 高 廣	西 野 滋 胤
上 谷 元 忠	北 好 雄
井 上 健太郎	薦 田 育 子
須 田 旭	松 井 康 祐
小 原 一 浩	徳 村 賢
☞ 岡 由利子	鳥 山 健
山 本 尚 生	松 尾 巧
北 村 栄 司	

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長 古川 照人	副市長 高林 正啓
グリーン水素シティ事業対策室長 三井 雅裕	
政策推進部長 田中 斉	総務部長 竹谷 好弘
健康福祉部長 水口 薫	都市整備部長 楠 弘和
市民生活部長 山田 裕洋	教育部長 山崎 正弘
上下水道部長 能勢 温	

グリーン水素シティ事業対策室次長 井上 知久

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局長	伊東 俊明	議会事務局次長	山本 一幸
--------	-------	---------	-------

午後3時10分 開会

丸山高廣委員長

総務文教常任委員会に引き続き、お疲れのところご出席いただきありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願い申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のままで結構です。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず委員長と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後、発言されるようよろしくお願いいたします。

それでは、最初に市長よりご挨拶をお願いいたします。

古川照人市長

総務文教常任委員会の後、引き続きよろしくお願い申し上げます。

特別委員会の冒頭に当たりまして発言をさせていただきます。

平成30年12月10日の代表質問、日本共産党議員団松尾議員からの再質問の際、濁り池における協定締結時の認識についてご質問いただいたところ、濁り池での太陽光発電事業の導入時の認識としてお答えをし、答弁としてそごが生じております。また、そのことによる12日の個人質問、北村議員の再質問におきまして、私と松尾議員とのやりとりの確認のためにご質問をいただくこととなりました。

後日、本会議でも発言させていただきたいと

考えておりますが、本日、大変ご迷惑をおかけしたことに對しましておわびをするとともに、追加の答弁をさせていただきます。

職員措置請求に係る監査の結果にありますように、濁り池における協定書締結直前に財産区担当部から、弁護士とも相談した結果として、財産区を適用して契約すべきであるとの見解を受けております。

その際、これまで当時の市民部から受けてきた説明と大きく異なる内容でありましたので、財産区を適用しない前提で進めてきた地元調整、パネル設置工事も完了し、農業振興交付金の支払いをお待ちいただいている状況の中、正直対応に苦慮したところでございます。しかしながら、財産区担当部からの見解どおりに事務処理すべきと考え、契約の相手方を財産区に見直す交渉をするよう副市長に指示いたしました。

結果といたしまして、濁り池協定書案の見直しには至りませんでしたが、事業実施にご協力いただいた池之原の方々とのこれまでの調整経過を考慮すると、このスタイルしか選択肢がないというような状況になってしまったというのが実態で、最終的に私が池之原地区会と同水利組合を相手方として協定を締結する判断をしたところでございます。

今となっては、事業の導入時点において、当時の担当部からの説明だけで判断するのではなく、副市長を通じて庁内においてさまざまな角度から事業実施の検討をすべきであったこと、また、法令を遵守すべき立場の者が市の要綱等の規定を無視して事業推進したことについて、重大な過ちを犯したと反省しているところでもあります。

本事業の正常化に向けて取り組むことにより、責任をとっていききたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

丸山高廣委員長

それでは、委員会に入らせていただきます。

本日の委員会では、今定例月議会で報告されました第4期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事業計画及び予算についても審議をいたします。

このため、古川市長におかれましては、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の代表取締役としても本委員会に臨んでいただかなければ審議が進められないと判断しております。

そこで、各委員にお諮りいたします。本委員会の審議において、古川市長におかれましては、市長の立場、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の代表取締役の立場の双方について発言を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、古川市長にもお尋ねいたします。市長の立場、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の代表取締役の立場、これら双方について発言を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長。

古川照人市長

承知いたしました。

丸山高廣委員長

それでは、委員の皆様におかれましては、古川市長に答弁等を求める場合におきましては、どちらの立場で答弁等を求めるか明確にされるようお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、第4期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事業計画及び予算について審議を行いたいと思いますが、その前に、本年3月の監査結果において指摘された事項、4月の決算不認定を踏まえた措置、また、5月の住民監査請求にかかわる監査結果を踏まえた措置、これらの現在の状況に関しまして、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関

連する事務の正常化委員会での取り組みの状況とあわせて報告していただきたいと思います。

それでは、正常化委員会での取り組み状況について副市長から報告をお願いいたします。

副市長。

高林正啓副市長

それでは、委員長のご指摘によりまして、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会の取り組み状況、経過報告につきまして、配付をさせていただいております資料をもとにご説明申し上げます。

まず、資料の1の正常化委員会の設置の経緯についてでございますが、市長要求監査の結果を受け、指摘のございました事項の対応について、事務処理の内容を精査するため設置したものでございます。

次に、2の正常化委員会の所掌事務といたしましては、1つは監査結果報告において指摘のございました事項及び監査結果に付された意見について検証し、適正な事務執行に向けた是正案を作成することとし、もう一つは、その是正案を市長へ報告することとしております。

次に、3の正常化委員会の開催状況と議題内容についてでございますが、平成30年5月9日を皮切りに、これまで10回開催しておりますが、時間の関係上、主な協議内容につきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、5月9日の第1回目から6月6日の第4回目までをごらんいただきますと、監査結果報告への対応と進捗状況を中心といたしまして、ため池等太陽光発電モデル事業の契約の正常化、メルシーの経営状況の見通しとあり方についてを主に協議してまいりました。

第5回目の6月18日には、太満池発電所での賃貸借契約に関し、市長の代理として上下水道部長名で変更契約を締結したことにより、双方代理の状態を解消したことや、是正案の報告に

ついて協議いたしました。

7月27日の第6回目から10月3日の第9回目までは、正常化委員会としての報告書のまとめ、監査結果における対応経過と最終措置を中心として、整理すべき事項と今後の方向性なども協議を重ねてまいりました。

第10回目の11月13日には、ため池等太陽光発電モデル事業の契約交渉に関し、相手方が代理人として弁護士を立ててきましたので、本市の対応についての協議を行いました。

最後に、4の今後の課題についてでございますが、資料にもございますように、2つの大きな課題が残っている状況でございます。

1つは、メルシーの経理状態が実質赤字となっている現状があり、その中で第1期修正決算の修正及び第2期決算の修正の必要が生じております。

2つ目は、ため池等太陽光発電モデル事業の整理についてでございます。F I Tの事業認定を株式会社共立電機製作所に移して本事業の整理を行うこと及び住民監査請求への対応が残っております。さらに、これらの課題が整理された後、メルシーの解散に向けた清算手続を行っていく必要が生じてまいります。

これらの2つが監査結果における指摘のうち是正すべき大きな課題となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、配付の資料に基づきまして、これまでの正常化委員会の取り組み、経過報告とさせていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

丸山高廣委員長

続きまして、監査結果において指摘された事項など、その後の取り組みの経過、現在の状況について、グリーン水素シティ事業対策室長から報告をお願いしたいと思います。

室長。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先ほどの副市長の説明の部分と重複する部分があるんですけれども、このたび市長要求監査で大きくは3つの項目について指摘を受けております。

まず、1点目がメルシーの経営、財務に関すること、2点目がため池等太陽光発電モデル事業の各種手続と契約事務の適正性についてということです。3つ目は職員の旅費及び服務に関することです。

まず、1点目のメルシーの経営及び財務等に関することにつきましては、今回、市長要求監査におきまして指摘されておられる今回の経理につきまして、市としましては、指導監督をする事務要綱を交付しまして、それに基づき同社を指導しております。その結果、監査で指摘された経理に従いまして、会計士、税務署と相談した結果、第1期の修正決算及び第2期の決算を修正する準備をしております。

次に、ため池等太陽光発電モデルにつきましては、このたびの議会でもご承認をちょっとお願いしております弁護士の委託委任の費用をいただきまして、相手方との契約に入ろうとしているような状況でございまして、まず、F I Tの認定者を大阪狭山市から設備の所有者のほうの共立電機製作所のほうに移転するということと、大鳥池に関しましては、行政財産の使用許可の手続を行うこと、濁り池につきましても同様の手続を行うということで考えております。あと、太満池につきましては、賃貸借の契約書を取り交わすということで進めようということで、さきの資料でも、ちょっと議会でもお示しましたような形で進めようとして考えております。

あと、職員の旅費及び服務に関することにつきましては、昨年度、庁内の調査チームを結成し、さまざま調査を行いまして、さらに市長要求監査も受けまして、本年6月に手続のほうを

完了しているような状況でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

ただいまそれぞれ報告をしていただきましたが、何かございますか。

井上委員。

井上健太郎委員

大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会の結果報告をペーパーでいただきました。

これは市長監査請求による監査の対応の報告がメインだと思うんですけども、この最中、6月6日とか、5回目の6月の時点では、もう住民監査請求の答えも出ていますよね。にもかかわらず、そこについてはここには入ってこないんですけども、縦割りやから別物なんですか、役所的にやっぱり。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

事務局を代表しましてお答えさせていただきます。

確かにご指摘のとおり個別には書いておりませんが、ため池等太陽光発電モデル事業の中に含まれておりますので、同様の対応をとということでさせていただいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

きちんと対応していただけているということなので少しは安心しましたが、書いたものに残っていないので、ここに書かれていないので、何度も言いますが、役所の仕事は結局書いたものが物を言うんでしょう。書いたものしか物を言わないじゃないですか、何遍も言っていますが。だから、書かないと。

この記録を市民さんが見たら、ああ、住民監

査請求については、もう6月も7月も8月も何も対応したはれへんねんやと、僕がそう見たぐらいですから誰が見てもそう見ますよ。このペーパーが流れていくわけですよ。市の対応はすごい不親切やという、対応やというふうに、全然認識ないわと、猛省するとか反省するとか言うているけれども、全然住民監査請求のこと話し合ってはれへんねんわと見えるんですよ。

そこに含まれているという、そんな答弁では困るし、きちんとどのような内容について住民監査請求の措置を講じなさいと言われていたわけですから、その講じなきゃならない事案についても、ここに本来、どの事案について今、ここまで進んでいる、ここまでは協議をしようとしている、メルシーにどのような指導をしたというふうなことが入ってこないと僕はあかんと思うので、ちょっと加筆したものをもう一度提出いただきたいとは思っています。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

実際、作業の中では動いてはおりますので、ちょっともう一度、その部分につきまして加筆したものを改めて配付させていただきたいと思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

よろしくお願いします。

(「もう普通に始まっているの」の声あり)

丸山高廣委員長

ああ、もう始まっています、すみません。今説明があったと思うんですが、今からもう質疑は始まっていますので、よろしくお願いします。

井上委員。

井上健太郎委員

てきばきと、さくさくと進めていきたいと思っていますので、てきばきと質問したいと思います。

まず、社長にお伺いします。社長としてお答えください。

提出いただいている第4期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画書及び予算書についてなんですけれども、1ページめくってもらったところの事業計画書です。会社概要、設立の目的、主な事業と続くんですけども、この主な事業のところ……

丸山高廣委員長

すみません、井上委員、今、僕の説明が悪かったんですが、監査から。監査結果について指摘された事項から質疑をお願いいたします。

（「正常化委員会の話が先、今そのま
ま、その質疑のまま」の声あり）

そうですね。その次が4期になりますので、先、監査結果の。

松尾委員。

松尾 巧委員

先ほど配られた経過報告では、先ほど言われた監査からの勧告についても当然審議をして進めているというふうに言われたんですが、ここでは第7番目、第7回、8月9日の監査における対応経過と最終経過についてという、それ以前のことについては、これは市長みずからが監査を行った中身。先ほど井上委員が言われたように、住民監査請求が出た監査についても、当然審議はされてきているというふうに思うんですが、ここしか、あれは9回目のところしか、10月3日なんですけれども、その前は8月9日ですけれども、提出されたのは5月31日。その後すぐ住民監査請求についての対応とか、どういうふうに対処していくかとかいうことは、これは審議されたんですか、正常化委員会の中で。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ご指摘のとおり、正式には5月の末に住民監査の結果は出ているんですけども、2月6日の時点、市長要求監査のほうでも濁り池のほうはご指摘いただいておりますので、一番最初からその中には入ってきております。

ですので、その濁り池の件につきましては、第1回目の監査結果の報告への対応と進捗状況についてということで、その中にもため池太陽光の発電モデル事業の中に大鳥池と濁り池と太満池の分を全て入れた上で検証しております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

それはどちらも監査勧告でいえば期日が決められていますよね。いつまでにきちっと解消しなさいというふうに勧告されているんですけども、このケースで間に合うというふうに判断されたんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

2月26日の市長要求監査のほうでは、措置が出た段階で報告するというようになっておりまして、その後の住民監査請求のほうで12月末ということになってきております。ですので、濁り池につきましては、特に重点的にまずそちらのほうを対応というか検証を注視して進めてきております。

それ以外につきましては、ちょっと先ほどご説明しましたように、メルシーの経理や、それ以外の契約の関係等もありますので、そちらのほうにつきましても順次整理をした上で、弁護士の法的見解もいただいて進めてきたような状況でございまして、いずれにしましても、そちらにつきましても契約等、弁護士等の契約が済み次第、速やかに進めていきたいなというふう

に考えております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

先ほど冒頭に私の質問で、ちょっと訂正と補足ということで市長のほうからあったんです。しかし、総務委員会の中では、市長のほうは期日から見てとても間に合う状況ではないというふうに答えられたんです。

期日的には、実際5月の末から取り組んでくれば、もっと早く解消できるのではないかなというふうに思うんですけども、その間の経過というのは、市として、あるいはメルシーの社長としてちゃんと地元のほうに話に行って、そういう解消できるような方向性、見通しというのはつかまれたんでしょうか。それはどうですか。市長としてでもいいし、メルシーの社長としてもいいですけども。

丸山高廣委員長

社長でいいですか。

古川照人市長

市長という立場で。

丸山高廣委員長

市長で。

市長。

古川照人市長

まず、やっぱり市長みずから出した監査請求に対する結果と、そして、住民監査請求の監査結果等を踏まえながら、これまで庁内で正常化委員会を設けて、るる検討してまいりました。

その中でも、今、松尾委員ご指摘の、特に池之原地区、もしくは水利との濁り池でのため池太陽光発電事業について、住民監査請求の結果からは、12月末日までに是正すべきだというような結果が、報告が、勧告がなされました。

これまでの議会でも報告させていただきましたように、これまでは市のほうからメルシーに

対して是正に向けてするようにということで、これまではメルシーとして地元池之原地区、もしくは水利組合のほうに何度かお会いをさせていただければということで足を運んでまいりましたが、最終的には向こうの、いうならば役員の方々全てにお会いすることはできない状態になっていました。

メルシーのほうではなかなか難しいということで、今度は市として対応できないかということで、この間るる対応してきました、現状全て完結した状態ではありませんが、今の現時点では、池之原地区として財産区管理会立ち上げについての意向を示していただいたというところまでは、まず来られたというのが現状でございます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

監査勧告が出されて、相当時間が半年以上たつわけで、今、池之原地区ということですが、本来は岩室財産区というふうになりますよね。じゃ、岩室のほうも話をせないかんですよ。両方できちっと管理協議会、もしくは管理委員会をつくらないかんということですけども、その見通しというのはいつごろでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

財産区担当のほうからお答えをいたします。

今、市長から答弁ありましたように、池之原、管理会の設立に向けては、当然、岩室財産区ということですから、池之原地区と岩室地区の方向性の一致というのが必要です。まず、池之原というのが臨時総会で決議をされたということです。次は岩室地区会のほうで意思決定をしていただくという手続になるということになります。

我々は、当然答弁でもお答えしておりますように、財産区の立ち上げについて全力的に支援をしていくという立場でございますので、岩室地区会のほうに今投げかけをして、接触をまさにしようとしているところでございます。これは年内に接触して、市の意向、それと池之原の決議の状況についてお伝えして、設立に向けての流れをつくっていかうというふうな今現状でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

手順とか手続の関係はわかるんですけども、見通しというのはいつごろなのでしょうかと。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

松尾委員ご質問の手順、それと、実際にそれができる期日というのは、現時点では、相手方への働きかけの結果にもよりますので、ここでは期日についてはちょっとお答えできない状況です。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

本来は12月末までにきちっと解消しなきゃならないということになっていたんですが、今、池之原地区とはちょっと財産区をつくっていかうという状況にはなっているけれども、岩室も含めて、これをきちっと確立して解消していくということについては、相当まだ時間がかかるんじゃないかと、監査で勧告されている期間よりもずっと先になっていく可能性があるもので、もちろん、きちっと解消するための最大限の努力はやっていただきたいし、特に住民合意を図っていくという点での、その努力というの

は、市当局もメルシーも両方が誠意を持って行っていたきたいなという意見だけちょっと述べておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今のと関連してですけれども、この経過報告に戻るんですけれども、2番の所掌事務で、監査結果報告において指摘のあった事項及び監査結果に付された意見について検証し、適正な事務執行に向けた是正案を作成することとあるんですけれども、今の答えだったら、岩室財産区をどのように立ち上げてもらい、どのように啓発をし、立ち上げてもらいというふうな流れが、見通しが立たないと、それじゃ是正案を作成できていることにならないんじゃないんですか。所掌事務としては、今のは完成していない気がするんですけれども、答えとしては。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

こちらにちょっと書かせていただいた是正案というのは、2月26日の市長要求監査に対する、立ち上げたときの設置規定の中に含まれているものでございまして、今ご指摘の部分の住民監査請求というのがこの時点ではございませんでした。細かい部分については、正常化委員会の開催で議題と上がってきている中ではきちっと議論をされてきておりますので、ちょっと先ほどの言葉であれなんですけれども、明記の中にはしていない状況でございます。ただ、議論、検証の中では含まれているものでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

現時点とはとか、その時点ではとか、そんな

んどうでもええことで、ゴールに届かなあかん
のでしょう。到達地点に到達しなければ是正し
たことにならないわけで、これをやっている最
中に住民監査請求が出て、12月末日という期日
が決められて、そこで到達しなさいよというふ
うに勧告を受けているんでしょう、市として。

であれば、12月末日に到達しましたというふ
うにするために、到達に向けた是正案であつた
り、その是正案について市長に報告し、市長は
このとおり動きなさいよとするための委員会じ
ゃないんですか。じゃなかったら、これはアリ
バイづくりの委員会ではないんじゃないんですか。

結果を見出すための、到達地点に到達するた
めの委員会でなかったら、委員会をつくって、
税金使って話し合っているんですよ。市民の
お金ですよ、皆さんのこの時間にかかった人件
費というのは。たくさんの方がこの正常化委員
会の中のメンバーさんなんでしょう。お一人時
給幾らなんですか。500円や1,000円ですか。違
うでしょう。時間給にして幾らをもらっている
人たちが何時間話し合っているんですか。10回
話し合っているんですよ。2時間ずつでも
物すごい数字になるじゃないですか。税金何ば
ほど使っているんですか、ここに。到達地点に
着かない委員会や会議だったらしないほうがま
しじゃないんですか。

この特別委員会で物すごく時間をお金を要し
ていますけれども、到達地点は何なんですか。
正常化なんでしょう、全てが。立ち上げのとき
におっしゃったじゃないですか、猛省すべきで
す、拙速な動きをしてきた、不透明なことがあ
った、その透明化を図るためにこの委員会を開
いてきているんでしょう。到達地点には近づい
てきているじゃないですか、メルシー解散する
ところが見えてくるところまで。おかしい契約
がおかしくなくなるまで。

到達地点に近づいてきているから、これはお
金をかけている値打ちがあるんだと思いますけ
れども、でも、この委員会に、今の、先ほどの
説明やったら、お金をかけている値打ちがある
委員会の報告に聞こえなくなっちゃいましたけ
れども。途中で修正が必要だねとかにならなか
ったんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

監査の指摘におきまして、メルシーの経理と
か、今、太陽光の話が出ておりますけれども、
現状の契約状態を確認するのに、書類等を確認
した上で、まず法的な見解をいただいて、是正
案という大きな方向を、どういう形にするか
ということで、くどいんですけれども、さきの議
会でお示ししましたようなFITの権利や、行
政財産の使用許可等に、形にするというところ
の確認に時間をちょっと要しております。

相手の弁護士との協議の時間もありましたの
で、それについてちょっと時間がかかったと。
その作業の最中に、住民監査請求の、5月末の
結果も出ておりましたので、12月末までに何と
かそういう形に持っていけるような形で我々も
努力して、方向性としてまとめたような状況で
ございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

先ほどの、今、室長が答えてくれはりました
けれども、そういった取り組みをしてはること
だとか、それから、財産区の立ち上げに向けて
鋭意努力されていると担当の総務部長からお話
もありましたけれども、そこは何も思っていな
いと言うのはおかしいですけれども、やってく
れているのはわかっているんですよ。

だから、指摘したいのは、やっていないじゃ

ないかじゃなくて、やっていはるんでしょう。
やっていはることがちゃんと表に出てこないこの状況について、叱っていると言うたらおかしいですけども、おかしいじゃないかと言っているんですよ。じゃなきゃ、やっていはる担当職員さんの仕事が、全然ここにはできていないことになっているじゃないですか、うまいこと言えないんですけども。

財産区の話に戻せば、本来、会社社長が謝りに行く話やったんでしょう。お会いできなかったんでしょう。社長の尻拭いを全部市の職員が市の仕事として、じゃ、財産区という角度からいきましようかと言って、将来的には財産を処分することはあるでしょうから、そろそろ必要じゃないんですか、こちらさんだけになりましたよと話ししに行っているのは、市の担当なんでしょう。会社は何もしていないんですよ。

是正案を作成されて、そのとおりに進めなきゃいけないですし、そういった取り組みをしなきゃいけないということなんですけれども、じゃ、聞きますけれども、この正常化委員会の委員長はどちらさんなんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

私でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

じゃ、私に聞きますけれども、委員長としてこの所掌事務では間に合わないかと、付加しなきゃ、追加しなきゃなんないなという話はあなたからはされないんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まず、住民監査請求の勧告のところで、当然

3番目に書かれていますように、期限というのは12月末日までだと。大きくは2点ありまして、メルシーに対して濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等について必要な措置を講じられたいというのと、市長は岩室財産区管理者の立場で速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として整理できるよう必要な措置を講じられたいということで、12月末までにどのような計画、日程的なものも含めて、つまりスケジュール感を持って、どうしていこうかということも協議はさせていただきました。

それに基づいていろいろと市長にも進言をさせていただきましたけれども、やっぱり相手のあることなので、なかなか正常化委員会として思っているようなスケジュールどおりは動かなくて、先ほど市長も述べられましたように、私もまた一般質問でもお答えしましたように、池之原地区としてようやく方向性、つまり、管理会を立ち上げる方向性を決定していただいた状況でございます。

ただ、今回の経過報告、つまり、取り組み状況の中ではそこまで細かいことは書いておりませんけれども、この議論の経過の中では、協議の経過の中ではそういった話もさせていただいて、また別に総務部とグリーン水素シティ事業対策室とも別途その点について詳しく協議をさせていただきましたけれども、なかなかスケジュールどおりは動かなかったというのが現実でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

スケジュールどおりに進まなかったとか、そんなんはとりあえず置いておいて、なぜ委員長としてこの所掌事務に、是正案を作成することは、是正案を市長が報告することは1番、2番

あるけれども、これに期日が加わったんだから、今言った1個、2個、3個の話については、損害賠償請求することも含めて考えなあかんくなったわけでしょう。じゃ、そのことを3番に、直ちにとか、年末までにここについてはきちんと是正の段取り、是正することのゴール、到達することを書かなあかんわけでしょう。でなきゃ、損害が生じているのを見過ごすことになるんですよ。

勧告に対しての答えをここになぜ入れなかったの。僕は何回この質問をしているんですか。住民監査請求が間に合ったか、6月議会ですぐにしていますよね、勧告出ましたよと。9月も確認していますよね。9月の時点で何や僕の質問には答えへんかったけれども、丸山議員の答えの中ではばったり会ったとか、祭りで会ったとか、2回ほど会った、そんな話で、先週、先々週のまた一般質問の中では、お話に行った、2回話しに行った。いや、2回話しに行ったけれども話せていなかったんでしょう。話せていなかったことを飛ばして2回話しに行った。普通の人が聞いたら、はあ、話しに行ったんか、話ししていると思うじゃないですか、話しに行っているんだから。

何であんな人をだまくらかすような答弁を平気であの議場でするんですか。先ほどは議場でその答弁について、やりとりを修正する話をされましたけれども、議場を何やと思っているんですかという感じなんですよ。物すごい怒り心頭ですよ、あの軽率な、軽薄な答え。

この正常化委員会の経過報告についても、担当は一生懸命一生懸命、この会議の中でこんなことを話ししています、議題に上げて議論していますとなるけれども、でも到達する目標があなたの指示でここに書かれなければ、到達しなくてもいい、ただのお話し合いで終わっちゃうじゃないですか。

市役所としてやるからには、公共の仕事とするからには、到達地点が要るんじゃないですか。何度もそれを指摘しているんや。書いている9月にも僕はしているわけですよ。少なくとも10月と11月の2回について、工程表についてとかありますけれども、この工程表の中では本当に具体に入っているんかしら。僕は6月にも聞いているんだからねと、そう思うと、余りにもこの6月、7月、8月の3カ月間、9月6日はまだ一般質問間に合っていないから、4回分のこの中身のなさみたいところは許しがたい。私どもの一般質問やとか指摘をどう考えているんだと。

市長はいつも最後に言うじゃないですか、議員の皆様からのご提案、ご提言、しっかりと市政に反映してまいりますと、議会の閉会のときに毎回言わはるじゃないですか。何ひとつ反映していないんです。少なくとも所掌事務には加わっていなかったんでしょう。この書いている話し合いの内容の中では、実際には財産区のことであつたり、住民監査請求の措置を講じる内容はあつたのかもしれないですけども、到達点としての所掌事務のここには書かれていないまま、それは間違いないんですよ。その責任感のなさを言っているんですよ。

もっと責任感を持って仕事してくれないと、部下である、頑張っている職員たちがかわいそう過ぎるじゃないですか。これだけやっているのにゴールが見えないまま走らされているんですよ。いつまで走らされるねんと思いませんか。そんな指導をしてはるんですよ。責任者としてどうですか。僕の指摘していることは間違っていますか。責任者としての答えを下さい。

丸山高廣委員長

副市長、井上委員が言いたいのは、所掌事務の中にそういった住民監査請求が出ていることが入っていないと。もうここまできょう説明す

る上で、実際やられているのであれば入れておけばいいじゃないですかという話と、住民監査請求に対して取り組まれてきたことが全く見えないから、文書でなぜ出ないんですかということとを今言われていたんですよ。

その辺について、わかりやすく答えていただかないと進まないんで、そこを井上委員は聞かれていると思うんで、よろしくお願いします。

井上健太郎委員

すみません、ありがとうございます。

丸山高廣委員長

副市長、いいですか。

副市長。

高林正啓副市長

先ほども担当のほうから住民監査請求結果に対応した中身について加筆をするというようにお答えさせていただいておりますけれども、当然、そのこともこの中にあらわれていないということは、ある面では不親切だと思いますので、そこは今後、正常化委員会の中でもう一度精査をして加筆させていただきたいと思います。

ただ、せんだっての答弁でも申し上げましたように、まずは2月26日の監査結果において、1番の濁り池問題は、まず、管理組織ができていないというのが一番大きな課題であると。当時の監査結果としては、契約上の、中身そのものは問題ないが、管理運営組織を市のルールにのっとってやっぱりつくっておくべきだったということがございます。

住民監査請求では、当然それがポイントとして、特別会計も、あるいは条例上の管理会とか、そういったものも当然できていないし、それから、お金の動きも当然とれていないと。まず、大前提になるのが、せんだっての一般質問でお答えさせていただいたように、まず、監査結果の共通項の管理組織をまずつくってもらわないことには、それぞれの当初話しておりましたス

ケジュールの中で最後のランディングができない、まず、そこが基礎として動かないことができないということは、正常化委員会の中でも議論はさせていただいております。

今、ようやくその辺の前提となる管理運営組織の立ち上げが、岩室を除いて池之原だけをまずやっていただいて、先ほど総務部長が言いましたように、年内には岩室とも接触しながら、そういう方向でお願いする、支援するということの方向性を今、見出しているところでございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

今の説明で抜けているのは、まず、所掌事務で住民監査請求については加筆するということは今言っていましたが、メルシー for SAY AMA株式会社が池之原地区とかに出向いて、いつ出向いたとか、どういう話をしたとか、市が今度実際に何か説明しに行ったとか、そういうのを書いておかないと、みんなの共通認識としていつも書類に入って、書類の話ばかり始まるんですよ。

せめてそれがすぐわかりやすく、みんながこれを見てぱっとわかるような状態にさせていただかないと、この委員会はいつも書類の不備から始まるんで、そこをしっかりちょっと、いつまでにそれはできますか。すぐ、きょうは無理やと思うけれども。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません。今お配りさせていただいているのは正常化委員会の経過報告ですので、今ご指摘いただいている地区との交渉につきましては、改めて資料のほうを作成になりますので、少しお時間をいただきたいなと思います。すみません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もうよろしいか。すみませんな。

ただ、所掌事務に（３）では加われないですよ、副市長。住民監査請求の内容はここには今から加えても大丈夫なんですか。加わらないんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まず、今現在の正常化委員会の設置規定の改正行為が、いわば決裁です。それが必要でございます。これは市長決裁ですので、加えることは可能でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

きっちりと加えてもらってやらなあかんのですけれども、でも、今から加えたって、もう12月末に間に合わないじゃないですか。加えるタイミングが違うんですよ。しっかりこれを加えて、到達地点12月末日に間に合わせるということは、12月の最終日の議会初日に提案できるようにするのかな、補正予算を提出するのかな、何かそれが到達地点でしょう。岩室財産区特別会計の当初予算が出なきゃいけないわけでしょう。その期日が12月末なんでしょう。あと1週間ですやんか。わかりますか。それをもって初めてできたなんです。

ずっと黙って聞いていましたけれども、黙っていないけれども、黙っていますけれども、何を黙っていたか、これだけしゃべって黙っていることがあるんですよ、今からしゃべりますけれども。

なぜ岩室の地区だとか池之原の地区だとか、相手方があることだからと言い逃れをし続けるんですか。池之原さんにも岩室さんにも何の落

ち度もないんですよ。何かの落ち度があるかのように、そこが決めてくれないからできなんだと言わんばかりの答弁を堂々とされていますけれども、今から言いますけれども、メルシー for SAYAMAとグッドセンターコンサルティング、共立さん系と大阪狭山市さんと、この契約の締結をし直さなきゃならない話があるから弁護士費用を出したん違うんですか。ここ、担当、お答えできますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

まず、くどいんですけれども、現状を把握した中で、今、現状の中では市が一切かかわっていなかったんですけれども、現状、ため池とか上水道の用地、置いているところの底地に対して、設備の所有者であるグッドセンター、共立さんのグループですけれども、その方が置いているということに対する法的な手続が必要となってくるので、それで、その法的な見解をいただくために弁護士費用をいただいたというところになります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

副市長、聞いてはりましたか。

池之原さんと岩室さんが仮にあした、今、きょうここで財産区を立ち上げましたと報告してもらっても、足りないものがあるでしょう。大阪狭山市の契約書が成り立っていないからできませんねん。違いますか。教えてください。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今、担当申し上げましたように、契約上の問題、これが解消しないことには、今、委員ご指摘のとおりになると思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そのことを黙って黙って、はぐらかしてはぐらかして、はぐらかし続けて、はぐらかして通せたと思っているんでしょうけれども、許さんぞ、そんなことは。許せないことですよ。

財産区が立ち上がった、できたかのように答弁をずっとしているんですよ、あなたたちは。あなたはか。違うじゃないか。弁護士費用を出してくれと頼む側でしょう。頼んだ側でしょう。この予算を通してもらって、弁護士さんを挟んで、相手方が代理人を立ててくることによって、代理人同士話をしないと交渉が対等にできないから、弁護士費用が必要なんですと説明しはったじゃないですか。

一方ではそう言っている、でも、池之原の財産区の話と岩室の財産区の話とはリンクさせないようにさせないように話をしている。岩室財産区が立ち上がる話にしても、この問題は関係ございません、監査結果のこととは別に、これとは別にという話ばかりしはる。でも、できそうです、あるいはできない原因はこれなんですというときにはその話を出される、聞かれ方によって答え方を変えられている、地区を上手にうまいぐあいに利用している、住民を利用しようとしている、汚くありませんか。

何の落ち度もない池之原さんであり岩室さんののに、いかにもそこが財産区の立ち上げがおくれているから、それでもってこの契約、監査請求に対する、監査請求の措置が講じられないように答えている。監査措置を講じない理由は何なんですか。財産区の立ち上げはもちろんまだありませんよ。

でも、もっと大事な市が結ばなかった、市が関連していきやいけないのに、市を挟まずに勝手にメルシーが、結局メルシーがなんですけ

れども、メルシー f o r SAYAMA が勝手に結んだ契約のせいでこんなことになっているんでしょう。メルシー f o r SAYAMA が地区に謝りに行かなかったからこんなにずれ込んだんでしょう。誰が悪いんですか。社長、答えてください。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

池之原地区と最終的に契約を結んだのはメルシー f o r SAYAMA になりますので、契約を結んだということについての責任はメルシーにあります。また、あわせてこの事業を進めてきたという中では、当時の市の担当部職員も当時地元への調整ということで行っていたので、そういう意味では市にも責任があるということになります。

そうなったならば、当然それぞれのトップというのはメルシー f o r SAYAMA 株式会社の社長、私、そして、市のトップ、市長、私でありますから、最終的には私に責任があるということになります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それで、この監査の時間に間に合わなかったときのあなたの責任のとり方は何なんだと聞いているんだけど、どんなふうに責任をとるんですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

当然、これを12月末までに是正するというところでこれまで来ましたが、先ほどのご指摘のとおり、12月末までというのは非常に厳しい状況であります。

でも、それで末を過ぎたからといって終わる

話ではありませんので、過ぎた後でも是正に向けて、正常化に向けては取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。それが私の責任のとり方であります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

穏やかにいきますけれども、是正の仕方は本会議場で言いましたけれども、幾つかはあるはずで、実際にまとめるという話もありますけれども、まとまらずに破談になるという終わり方もあるはずなんです。ご破算になるということもあるわけでしょう。その権限もあなたは市長としては持っているんですよ。

不法占拠しているものを取っ払いなさいという命令ができるはずですよ、あなたには。不法占拠状態にあるこのパネルを撤去しなさいという命令する力はあるはずなんですけれども、その力について行使するお考えはないのですか。そういう責任のとり方は一切お考えの中には入っていないのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

市長という立場ではございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

では、市長じゃない立場としてお答えください。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

現時点ではメルシー f o r SAYAMA株式会社の社長という立場でもございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何のこっちゃ、それ。市長としてはありません、では、社長としてお伺いします、社長としてもありません。その「として」は要るのですか。意味がわからない。やらないという判断は認められるのですか。勧告を受けているんですよ。勧告に対して是正を求められている、勧告に従う義務と言うたらおかしいですけども、従わなきゃならんのでしょうか。別に従わなくてええものなんですか、勧告に対しての是正措置というのは、措置を講じなくたってどうってことないんですか。どのようにお考えなんですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

当然、監査結果は報告をいただいております中での勧告でございますので、その勧告については当然従うべきだという認識の中でこれまでもやっておりますし、もしその期日に間に合わなかったからといってそれで終わりでは当然ありませんので、間に合わなくても引き続き是正に向けてはやっていくということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

だから、是正するのに当たって不法占有状態を解消しなアカンのでしょうか。不法占有状態は解消するんですか、解消しないんですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もちろん解消するという意思であります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

解消するに当たって契約を結ぶということは、12月末日はもう厳しい、現実に無理だなという

話をされています。判断されているんでしょう。じゃ、できないじゃないですか。したいけれどもできないじゃないですか。であつたら、不法占有状態を解消する方法は、もう一つは何なんですかと聞いているんですよ。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

ちょっと今、そのもう一つの方法というのは思い浮かびませんが、とにかく期日が過ぎたからといって不法占有状態を解消しなくてもいいというふうには当然思っておりませんので、もし万が一その期日が過ぎても、不法占有状態を解消すべく全力で取り組んでいくということがあります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

不法占有状態を解消するということは、使用料を徴収しなアカンのでしょうか、契約を結んで。その契約が結ばなくて、使用料が徴収できない場合はどうするんですか。その状況にあるんですけれども、その場合のあなたの責任のとり方はどうするのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

ちょっとその時点になってみないとどういう責任のとり方があるのかわかりませんが、今の時点においてはとにかく正常化に向けて、是正に向けて取り組んでいくということだけでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もともと財産区を立ち上げてまでやったら、このパネルは置きたくないというのが地区の意

向でした。それは確認されていますよね。置きたくないものを置かれているんですよ、地区としても。地区としても、今となつては置いてもらいたくなかつたものになったよなわけですよ、今の状況であれば。迷惑物件というのか、置かれたままになっているわけでしょう。市としても使用料を取らなきゃいけないのに取れない状況にある。

もともとこれはなかつたはずのものだった、であれば、もともとなかつたはずの状態に戻してあげるのが、あなたがとれる最後の責任だと私は思っていましたから、本会議場で言いましたけれども、行政代執行を行つてでも撤去して、撤去費を、その費用についてはメルシーに損害賠償しなきゃいけませんし、地区が損害をこうむってしまった分についてもサポートしてあげなきゃいけないでしょう。そういう責任のとり方だってあるはずですよ、社長として。

社長として地区にお支払いすると約束していた農業に関する振興のお金が払えません、今も払っていませんけれども、払えないことになりました、申し訳ありません、訴えを起こされたらきちんと対応するなのか、訴えられる前にきちんと私の資産を何とかしてでもお支払いしますなのか、社長としてどうするのか、人としてどうするのかという判断は別途でしょう。

でも市に突きつけられている、是正しなさいよと言っている期日はあと10日なんですよ。10日を過ぎてほったらかしにしていられないものではない、それはもちろんそのとおりなんですよ。円満に契約が結べて円満に進めばみんながいいなと思っている部分はあると思います。だけれども、時間が物すごくかかりそうなんでしょう。弁護士を立てて契約を巻き直ししてもらつて、締結をし直してもらつて、やっと初めてテーブルに着ける状態なんでしょう。その状況にあるんですよ。

事の発端は社長がちゃんと謝りに行かないから。社長が市の職員を使って、市の職員が説明した話が間違っているのに気がついたんだったら、社長であり市長であるんだから、気がつくはずなんだから、気づいた時点で、会社の方針はこうだったんだけど、その取り違えなり行き違いなりで市の職員が間違っで説明したようでも申し訳ありませんと、市長としても謝らなきゃならないし、社長としても、あの話はそういう話じゃなくてこうこうなんだという話をしなきゃならないでしょう。それがでなかったから、できないから、できないまま、いまだにできていないんでしょう。いまだにですよ。

この契約に行く直前のこの特別委員会か何かでも、絶対行ったらだめだという話をしたじゃないですか、副市長に対して。行くべきではないと、やめてもらいたいと。そんな議員の声は1人や2人じゃなかったはずですよ、行くべきではないと指摘したのは。なのに、行っちゃった。

行っていなければこんなことになっていないんですよ。議会の声を完全に無視して行ったわけですよ。地元への説明、地元との調印、この状況で調印すべきではないと。

（「その関連で」の声あり）

丸山高廣委員長

すみません、ちょっと関連で北村委員があるんで。

北村委員。

北村栄司委員

初歩的なことからちょっと教えてほしいんですけど、住民監査請求が出て、5月31日に勧告が出ました。これは市長への勧告でした。それで、内容は先ほどから言っているように、メルシー株式会社が不法占有状態になっていると、濁り池が。それと、財産区を立ち上げて本来やるべきで、特別会計をちゃんと立ち上げて、

一般会計への処理もできるようにしなさいと、この2つをやりなさいよと、その期日は12月末日ですよという勧告でしたよ。

その勧告自身の確認というか、重みというか、それをどの程度認識していたのかなということなんですよ。何か勧告は出たけれども、余り大したことないなというふうに考えていたのと違うかなとしか、今までの経過、6月議会、9月議会、ずっと聞いていて、そして、12月議会の今日の状態まで見て、何ら進んでいないということでしょう。

だから、まずどういうふうに認識をしていたのかと。これは市長の勧告なので、市の庁議でもかかっているん違うかなと。それと、正常化委員会の一つの材料になると思うので、先ほど正常化委員会として協議をしたと、いろいろ。その協議では、どういう手順で解決に向かうのかという方針は、どんな方針を出されたんですか。そういうのが全くこちらには伝わってきていないので、6月議会で聞いて、9月議会で聞いていたら、何か市長は盆踊りで会ったときにちょっと言ったんですみたいな話で、全く監査の重み、勧告の重みというのを認識していないかのような内容だったんですよ。

だから、どのように認識していたのかということと、協議の結果どういう手順で正常化委員会としては解決しようとしたのか、この点は明確にまた資料でも出してほしいと思うんですけども、ちょっと答弁もいただきたいんです、責任者として。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

先ほども答弁させていただきましたように、具体的に担当のほうで、こういう流れでいくと最終的に必要な措置を講じることができるという、当然項目が上がってまいります。

北村栄司委員

だから、それを具体的にきちんと説明してくださいということです。

責任者が答えられへんの。さっきそういうふうに言うたもん。協議の結果と、協議をしたというふうに責任者として言うていたから。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

各議員の皆様方にもお配りをさせていただいております、8月だったと思いますが、整理すべき事項と今後の方向性ということで、そういった中身が基本的にはため池等太陽光発電モデル事業についての現状と整理すべき事項、課題、それから今後の方向性ということで、それぞれ協定書とか覚書とか賃貸借契約をどのようにしていくのかといったことの分類表といいますか、そういったものをお渡しさせていただいたと思います。

そういったことを正常化委員会の中で資料としてもつくらせていただきましたし、それを目途として是正案をつくってきたというところでございます。メルシー for SAYAMA株式会社についても、同じような視点で整理をしているところでございます。

特に濁り池のところにつきましては、現在、いろんな問題点が、契約上でも、実際、不法占有状態というのがございますので、そういった中での財産区管理会の組織化の検討が必要であるとかいったところをその中にも盛り込んでおりますし、その中でこの資料をもとに協議をさせていただいて、それをコンパクトにまとめたものを8月にお渡しさせていただいたところでございます。

ちょっとお答えになっているかどうかかわからないんですが。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

なっていないんです。

抽象的な話はそういうことだろうというのはよくわかる。もっと具体的に手順ですよ。まず第一歩はどういう形で踏み出すのか。一つ一つの本当に具体的な、俗っぽい話をやっぱりせなあかんと思うんです。まずどこからどうするのか。

議会では、言うていたのは、まず市長が謝りに行かないとだめと違いますかと、こういう意見だったんでしょう。そういう手順を明確にして対応したのかどうかということも聞きたいんですよ。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まず手続的なものといましては、市長としてメルシーに対してどのように指導するのかといったところがございます。これは監査結果を受けて、書面で市長からメルシーの代表取締役宛てに、監査結果に対する必要な措置を講じ、速やかに是正に向けた対応を講じるようにということで、書面でこれは通知をさせていただいております。

あわせて岩室財産区の管理者である市長の代理として、双方代理の問題がございまして、代理として私の名前でメルシーに対して、速やかに不法占有開始時から使用料相当額の損害賠償金の支払いを行い、不法占有状態の解消を図ることや、速やかに協議の場を設けることを通知しております。

その通知するのが、まずは証拠として、公文書ですから残りますので、出しているにもかかわらずメルシーは何も動いていないやないかとなったらいけませんので、当然、何度もグリーン水素シティ事業対策室からもメルシーの会社

に対して指導監督をしているところでございます。

また、市からはメルシーに対して同じようなことも言っておりますので、それぞれの立場からメルシーに対して指導をさせていただいておる、まず、それがスタートだったわけでございます。その中で、やっぱり具体的には謝罪したほうがええん違いますかということを口頭で言わせていただいたのは事実でございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

具体的に市からメルシーに指導している、文書を出したと、対応をしなさいよと、メルシーというのは社長に出したわけですね。

（「代表取締役です」の声あり）

そうですね、代表取締役。

だから、一応、市は副市長の名前で、メルシーの社長である古川照人氏に是正をしなさいという指示をしたということですね。それはいつですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

6月25日、26日の2日間でやっております。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

通知文の日付につきましては、平成30年6月26日付になります。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

5月31日に勧告を受けて6月26日までちょっと時間がかかっているみたいですが、そういう文書を出させたと。

今、副市長は口頭でも市長に言ったというふうに言っていますけれども、どういうふうなお話を、市長にしたんですか、メルシーの社長にされたんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

両方の立場としてありますので、まずは監査結果報告ではメルシーに対してというのはありますので、やはり今、現契約は、例えば池之原の問題であれば、メルシーと池之原地区水利組合ですので、やはりメルシーの立場でということで、たしか私の記憶では7月7日の日にやっぱり書面、もしくはお留守でしたらいけませんので、やっぱり書面で謝罪的なものも、意味合いも含めて、かつ、また監査結果報告を受けた内容も入れて、いけば会いに行ってくれということはお願いをしまして、7月7日付でたしかメルシーとしてはそういう文面をつくられていたと思います。

もしか間違った日であればごめんなさい。私の記憶では7月7日の日だったと思います。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

それで、そういう指示をされて、それへの回答というのはどういうふうにメルシーから受けたんですか、内容。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

メルシーの代表取締役からは、まず、どちらのほうにということで、役員の当然、行き先が必要ですので、その確認を地図上で示させていただいた上で行っていただきました。

ただ、1回目、その書面を持っていっておきはったほうが、もしか直接会われへんかったら

伝えることができないのでということで、1回目はお会いできなかったのも、水利組合長と地区長のほうにはその書面を投函させていただいたと。

2回目はちょっと日は覚えていないんですけども、投函させていただいた内容そのものを、今度は代表取締役として地区長に一度お会いされて、謝罪をされているというのも代表取締役からは聞いております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

それで、この間の本会議の中で、副市長が地元へは2度にわたって行きましたというのは、今言った中身の内容なんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

はい、そのとおりでございます。

念のために、これはこの場で言うてはいいかどうかわかりませんが、地区長のほうにもそのような形で、今回こういう質問が出ておりますのでお答えさせていただいても、要するに時系列的なことも含めて問題ありませんかと、確かに2度来られたことは間違いないということで、あの答弁内容をワンフレーズ入れさせていただきました。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

この2回目の日にちがちょっと定かでないと言われているんですけども、これをちょっと定かにしてほしいんですけども。

丸山高廣委員長

暫時休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時22分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。
副市長。

高林正啓副市長

先ほど7月7日付の文書を言いましたけれども、ちょっと私、訂正をさせていただきます。

7月7日付で地区長と水利組合長に文書を送っています。ごめんなさい。6月30日に直接お会いしに行きましたけれどもお留守だったということでございます。

2回目が8月21日、これは水利組合長は不在でしたので、地区長にお会いされています。

以上です。ちょっと7月7日は直接会ったんじゃないに文書を送った日付でございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

いいですか。8月21日というのは、盆踊りのときに会ったときじゃないですね。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

違います。たしか8月の最後の日に、最後の土曜日か日曜日でしたか、第三中学校区まちづくり円卓会議主催の西小学校での事業の中でお会いされたということです。あれはたしか8月の最後の土曜日か日曜日だったと思います。ですから、21日というのは、そういう盆踊りのときでございません。

以上でございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

今言うたように、第三中学校区の集まりで、円卓の関係と違うのかな、これは。

高林正啓副市長

円卓の夏祭りです。

北村栄司委員

夏祭りでしょう。夏祭りて盆踊りやったんですやんか。これは盆踊りやないか。

高林正啓副市長

8月21日では違います。

（「盆踊りは8月26日やから」の声あり）

北村栄司委員

ああ、26日か。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そしたら、この8月21日は具体的にどういってお話をされたんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

一応、代表取締役から聞きましたのは、まずは謝りたいということで地区長に言って、かつ……。

（「どんな話があったんですか、中身は市長の」の声あり）

それは代表取締役に聞いたはるんですか。私に聞いたんですか。

北村栄司委員

いや、あなたに。あなたは全部市として把握しているでしょう。把握しておかないとおかしいから聞いているんです。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

失礼しました。

まずは謝罪するということで行かれていますので、地区長に対しておわびを申し上げたということは聞いております。そこで地区役員さん全員集まる機会を設けていただいて、その場で

改めてさせていただきたいと。ですけれども、まだちょっとその辺は今の状況ではなかなか調整しかねるということで、まずは帰ってきたと。そこで家のほうに帰ってきたということは代表取締役からは聞いております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

8月21日がそういう話であれば、9月議会の中でそういう報告は本来、質問があったわけですから、ちゃんとすべきだったと思うんです。

9月議会のときの質問の中では、盆踊りのときに会って言ったという話が9月議会に出て、みんな、ええという話やったわけですよ。だけれども、今の話であれば、8月21日にちゃんと地区長に会ったということが事実であれば、何で9月議会のときにそのことが言えなかったのかという、今、私はちょっと疑問を持っています。だけれども、こういう事実があったということは、一応今お聞きしました。

その上で……。

丸山高廣委員長

ほんまに合っているの、これ。

北村栄司委員

いいの。いいですか。いいですか、それは。

その上で、まだ地区長には謝罪はしたけれども、どういうふうな受けとめ方をしてくれたのかちょっとわかりませんので、もしそれがわかっていたらご報告いただきたい。

それと、全体、役員会への謝罪がなかなかそのときには難しいということだったということですけれども、いまだにそれはできていないんじゃないんですか。そのことも含めて。それは8月から、今、9、10、11、12、もう4カ月になるわけだから、この間どうしていたのかということにもなりますので、その点も含めて、謝罪がちゃんと役員会、せめて役員会、総会とか

そういう場できちんと謝罪をするというのが本来だというふうに思うんです。そういうことがやられてきたのかどうか伺います。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まず、この6月31日と8月21日に代表取締役が地区長宅とそれから水利組合長宅のほうに向かれたということは、全役員にはその辺の共有しているという確認は私はとっております。

その中で、特に21日は直接面談をされたわけですが、2月26日の監査結果において、現契約、つまり、メルシー for SAYAMA 株式会社と池之原の地区、それから水利組合としての契約の内容は問題ないというふうに書かれていて、今回の住民監査請求では不法占有状態が続いていると、それはもともと市が当初、そもそも水面利用なので財産区の立ち上げは要りませんよと、それを当然、市のそういう代表から言うていることなので信用して調印したので、やっぱりそこの農業振興交付金として現在もらえる状況でありながら、特に住民監査請求結果が出てからはとまっている状況が続いていると。

それに対して、メルシーに対し、その辺の是正案というか、解決策をやっぱり検討してもらいたいなということは、常々、多分そのときおっしゃっていたと私は思いますし、私もそういったものを聞いております。そんな状況でございます。

ですから、あくまでも現段階の契約内容そのものをベースにメルシーと協議したいということは、そのときはおっしゃっていたというふうに記憶しております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

それと、メルシーと地元水利組合、地元地区会と契約書を交わしたときに、これはメルシーの社長として古川照人氏が行ったというのは聞いています、今まで。その場に市の職員とか、市長、メルシーの社長以外にどなたか同席された方はいらっしゃいますか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

当時メルシー for SAYAMA 株式会社におきましては、代表取締役以外2名職員がおりまして、そのうちの1人と代表取締役とお二人で調印のほうに入ったということでございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

その契約を結ぶときの状態というのは、いろいろ聞いていますか。スムーズにその契約は結ばれたのかどうか。これは社長に聞きましょうか、その場。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

雰囲気ですと、決して和やかな雰囲気ではございませんでした。というのも、その直前に、これまでは水面利用だということで、あくまでも地区会と水利組合との契約であれば問題ないということで事業を進めてまいりましたが、調印をする直前に市のほうから、やっぱりこれは財産区財産という位置づけの中で管理会を立ち上げてもらわないと困るということで、おわびとこれまでの経緯を説明に行ったということがございましたので、それを踏まえての調印でございましたので、当然、先方さんの思いとしては、今さら何を言うているんだというような中での調印でありました。

ただ、メルシーの立場としては、これまで進めてきたことについては、そこのその場でもおわびをさせていただきましたし、当然市のほうからは財産区管理会を立ち上げて契約すべきだということも言われていますという話をしたの調印でございましたので、雰囲気としてはそういう中での調印でございました。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

大体その場はわかりました。

それで、その職員というのは市の職員ですよ、もちろん。

丸山高廣委員長

いや。

北村栄司委員

じゃないんですか。

丸山高廣委員長

メルシー。

北村栄司委員

メルシーの職員ですか。ああ、2人ね。わかりました。

それで、市からそういう話をされていますという、これまで。いや、財産区で立ち上げてやるべきだという意見もありますという説明はしたということですね。じゃ、どういうことなんですか。

古川照人市長

調印の直前に担当が行っておるんです。

北村栄司委員

ああ。

丸山高廣委員長

もう一度発言いいですか。

社長。

北村栄司議員

ほな、ちょっと時系列的に時差があると。私がさっき聞いたのは、調印の当日の様子を聞いて

いますので、その当日はスムーズにいったんですかという話をしたので、もしそれ以前にであれば、調印の前にそういう話があったというふうに、ちょっと整理してください。

(「1点だけいいですか、日程のこと」の声あり)

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

調印が6月22日になります。それで、今、調印が6月22日で、市のほうから説明に、本来財産区で経理すべきですよという説明に行ったのが6月1日になります。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そういう市の説明があつて、それで6月22日に現場へ行った段階では、いろんな話があるということについて、いろいろなちょっと意見も出たということですね。だけれども、それはその中で調印をしたという結論ですよ。これは間違いないですね。ちょっと今、それだけ確認してください。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

はい、間違いございません。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ほな、そのときに地元の、陰悪なということはいろんな意見が出たということだということでしたよね。スムーズな、わかりました、すぐという調印じゃなくて、いろんな意見があつたと。

そのときに、地元の意見の中で、最終的に調

印をするときに、財産区ではないわけですから、けれども、財産区から言われていると、財産区でやるべきだという市からの意見はあると、それに対していろんな意見があったと、けれども調印をするという段階で、ほんまに財産区でやらなくてもいいんですねという確認の地元の意見はなかったですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

ちょっとそこまで念を押されたという記憶はございませんが、ただ、そのときに一番言われたのは、メルシー f o r S A Y A M A の社長として今ごろ何で来るねんと、えらい遅いやないかというようなご指摘を強く言われた記憶はございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そしたら、6月1日に市が財産区でやるべきだという意見を持ってきたということについては、何の意見もなかったんですか、地元では当日。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

これまでの話と違う話を市は持っていつていますので、今さらそんなこと言われても我々はまだ当然話としては受け取れないというようなことは言われました。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

それで、そういう話があって、普通であれば地元も困ったと思うんですよ。本来市が言うてきているわけですから、財産区でやるべきですよというのは。だから、地元としては、そうい

う話が市からあったということは、これはやっぱり重く受けとめているはずなんですよ。だから、いざ調印のときに、ほんまに大丈夫なんやなという確認は地元はしているはずなんですよ。

だから、そういうことを確認した上で調印をしたと、いいんですよという確認をとって、だから、この契約は当然双方が認めたものであって、契約は成立していると。それを今度、今、住民監査請求が出た段階で、これは是正をする必要があるんですけど、監査の勧告ですから重いですよ。

その話をしたときに、なかなか門前払いに最初はなったというのは、当然確認までして調印したものが、なぜ今ごろまた再度言われるのかという思いが地元にはあったというふうに私は認識しているんです。ということは、二重三重にやっぱり市長の責任というのは重いんですよ。

当初、この監査結果の中においても、調印をする直前、5月の何日やったかな。6月22日の直前にこれはどうなんやと聞いていますよね、副市長に。財産区でやらなくてもいいのか、どうしたらええんかという相談をかけた。それで、副市長はその確認を総務部長、これは財産区の担当部長としてどうなんかという確認をした。それを受けた総務部長は、大体、要綱があるんやから、もう普通やったらこのとおりです。済むと思うんですけども、改めて再確認の意味も含めて弁護士と相談した。その上で、やっぱり財産区でやるべきなんですよということを副市長にも進言し、5月30日やったかな、市長にもそのことは言いました。これが5月30日やったと思うんです。

その後、それを受けたにもかかわらず、いろんな状況を聞いたらなかなか難しいということで、政治判断で市長自身が直接の部下である、一番時系列的にも間近に進言をもらった部下の話を守らずに、いけば以前の市民部長の意見を

思い出したのかどうか、そのことがあるからということで合理化したのかどうか、私は合理化したんやろうなと思うんですけども、地元の話は難しい、なかなか決着がつきにくいということで、政治判断で、これは市長として法令を曲げてもいいと、曲げるという判断を下したわけですよ。

そうでしょう。本来、市長であれば、財産区の管理者として当然、進言も受けているし、メルシーが直接地元と契約を結ぶことについては市にとってはマイナスだと、これは誰が考えてもそこで判断せないかん。にもかかわらずそれをやめて、政治判断をした。

せやから、本会議でも言いましたけれども、政令とかそういうものを無視する政治判断をするような市長はどこにいるのかということです。その判断が間違っていて、今、大きな問題になっていて、12月の末日までにちゃんと全て整理しなさいと言われているにもかかわらず、できないわけでしょう。できないですよ、絶対に12月末までに。

あくまでも池之原の管理会、池之原地区として財産区管理会を立ち上げる方向性は決まったら、これは池之原としては決まったということです。これはただけれども、岩室との話があるので、これは岩室財産区として立ち上げるまで、役員の手続とかいろんな問題でまだまだかかります。これはもう年明けになるでしょう。

それで、そこで、あと何が出てくるかいえば、地元は契約した段階で役員さんが全額、あれは150万円か。

丸山高廣委員長

150万円。

北村栄司委員

150万円全額入るということで大喜びだったんですよ。入るなら、本当に。それで、役員さんはみんな、こんなこうなったよと。ところが、

今度違うんです。3分の1は市に出さなあかん。当然ですよ。地元に入るのは、岩室財産区やからもう少し少なくなる可能性もある。

ということになると、あれだけ約束して結んだ契約は、ほごにされるということについては、それで、市長みずからも来ていたやないかと、何ぼメルシーの社長やいうても市長やないかとなったときに、すんなりとメルシーと地元が、岩室財産区として池之原の人たち自身が何にもなしで契約の結び直しをするというふうなことは難しいかもわからん。

本来、約束したことについての、この間の費用についても、それぐらちゃんとあのときに約束したんやから確保してくれと、対メルシーと結んだときの協定というのは、本来双方が合意したやつについては、当然成り立つ話じゃないかと。そしたら、その分の費用はどうするねんと、当然地元に入るとして大喜びした、市長自身が出してくれるのかと。これはもう普通からいうたら、メルシーの社長として来ているんやからメルシーに請求が来ますよ。

そういうことで、まだそこが、それと、グッドセンター、共立との巻き直しがあると。そしたら、共立も弁護士を立てておるわけやから、自分のところのマイナスになるようなことはしないとなると。そしたら、どこが責任をとっていくのかと。うっかりしたら地元は、もうここまで来るんやったら撤去してくれという話にもなりかねないんですよ。そうなったら、誰のところに責任が行きますか。社長ですよ。古川照人氏自身ですよ。撤去する費用、全部請求来ますよ。

それほどのことがあり、そうなったらちょっとこれは大変ですよ。そういうふうなこともあり得ることも全部考えて、政治判断というか、法令をちゃんと守っておくというのが本来なんですよ。そこまで重大な問題だということをし

よっと認識しておかないと、何とかなるやろうと、時期が過ぎれば何とかみんな忘れてくれると違うかというのは、もし思っていたら大間違いですよということは言っておきたい。それほど大事な問題を、わざと本当に部下の進言も無視して政治判断をやったという重大な責任は十分認識してください。あとはどういうふうに進んでいくかというのはわかりませんが、

それと、まだありますよ。これだけいろいろ弁護士費用とか、私も言いましたけれども、市の不利益を与えましたでしょう。担当は金額だけでも七百何万円と。これはまだまだ3分の1の費用が入ってくる問題とかいろいろ考えたら、額だけでももっと大きくなる。そして、人件費がどれだけ使われているか、無駄に。何千万円の範囲になっていきますよ、人件費。それほど大きな不利益を与えたんだという。

そして、うまくいかん、是正がなかなか、これ責任をとるの、こういうふうに言うたでしょう。本事件の正常化に向けて取り組むことによって責任をとる、これは責任じゃないんですよ、正常化するのは当たり前のこと。責任というのはそれ以外に損害賠償であるとか、いろんな問題が必ず出てくる可能性があるんですよ。

あと、うまく12月末までにいかないですよ。まだ見通しもどうなるかわからないですよ。したら、これは行政訴訟もあり得ますよ、損害も含めて。そこまでの重大なことなんだと、そして、大変多くの職員にも迷惑をかけ、地域の皆さんにも迷惑をかけている問題だということで認識をしておいてください。

あとは一応意見にしておきます、私は今。

丸山高廣委員長

すみません、ちょっと。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

それでは、引き続き質疑を行います。

松井委員。

松井康祐委員

今、北村委員のほうからいろいろご意見いただいて、ちょっと参考というか、そもそも論のところで教えていただきたいなと思っています。

まず、ちょっと議論の本腰を折ってしまうようなことになってしまうかわからないですけども、監査のほうから勧告を求められている。その勧告の内容というのが、岩室財産区に関しての不法占有状態を解消する協議を行い、損害賠償等については必要な措置を講じられたい。2番も同じような、必要な措置を講じられたい。

先ほどから聞いていると、私、参考にというのは、どこが到達点、要はどこがどうなった状態が必要な措置を講じた状態だという議論が全然なされていないので、ちょっとそこを教えていただけたらなというのは、先ほどから副市長のほうで、スケジュールも協議してきた、手順のほうも踏ませていただいているというふうなことはお話であったんですけども、当然、手順やスケジュールを決めようと思えば、着地点がないと決められないと。じゃ、どのへんまでを、どこを着地点、どこを必要な措置と考えて協議されてきたんか、スケジュールをつくられたんか、この状態というのはどういうふうな状態をおっしゃるんでしょう、ちょっと教えていただけたらなと思います。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

まず岩室財産区のため池、濁り池なので、濁り池に対して、すみません、一番最初の入り口は濁り池の、今、大阪狭山市名義なので、それを設備の所有者である共立電機に移転をするという手順がまず一つ必要になります。

実際、その設備は今、濁り池に浮かんでおり

ますので、濁り池の底地の所有者で、権利者であります岩室財産区の行政許可の申請を共立からいただいて、許可を出していただく。つまり、岩室財産区の管理組織が必要になってきますので、管理会になるかちょっとあれなんですけれども、管理会の立ち上げと、そこに管理委員さん、人選ですけれども、人選をしていただく関係条例が必要になってきますので、議会のほうでまず承認をいただく。

同時に特別会計のほうに、行政財産の使用許可と同時に使用料が発生しますので、使用料の条例と特別会計の歳入の提案、特別会計の会計を提案させていただいて、その中で入出がありますので、150万円入ってそのうちの3分の2は基金に入って、それで3分の1は一般会計に入るという手続入出を組んでいきます。それで、まずそこに置いている部分については、行政財産の使用許可という形でやります。

ただ、行政財産の許可条件を俯瞰する協定書というのが要りますので、それも一緒に今回作成している状況で、それは岩室財産区と共立を結ぶという形になります。それが一応最後の形になります。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

今おっしゃっていただいた管理会の立ち上げ、行政財産の使用の云々の契約、そこまで至るに於いてのスケジュールをもし立てられたんやったら、もう頭から間に合わないというのは多分ご理解されていたんじゃないんですか。

私はこう思っていたんです。文書の読み取り方、明確な監査の報告書の勧告じゃないですけども、明確に入っていないので、例えば、この1番のほうの岩室財産区管理者として濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等については必要な措置を講じられたい。

じゃ、協議を行い、例えば岩室財産区の管理者と協定書を結ぶ、損害賠償等についても今後こういうお支払いをしますというところの協議を行い、その協定書なりをつくった段階で、12月末に措置は講じましたになるのかなというふうにもとれたんです、私は。

前回の本会議の中でも、じゃ、お金、賠償金の金額については12月末までには支払いがあるんかと、そんなん当然ここでは無理やろうなというふうに私は理解していたんで、一部そういうふうな考え方をされて進んでいたのかなというふうにも今までは思っていました。

ところが、今伺うと、そういうところまでが着地点であるというふうなところが理解された中で、スケジュールも協議されてきたんですよ。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今、私が説明したその形にいくまでに、やはり9月議会にお示しさせていただきましたけれども、あそこまでかかっているんです。現状、法的な見解もいただいたんで、そこまで時間がかかった。それで実際、そこからそういう形に、作業に入れたのは10月の頭からという今状況なんです、その今のそのスケジュール的に要るやつが。

ちょっと時間がかかり過ぎているという部分はあるんですけども、やはりちょっと行政主体ではできなかった部分もあって、法的な見解をいただかなあかんというところでちょっと時間がかかっていたという状況です。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

手順的なもの、それから、着地点、必要な措置をこうとられているというのも理解できまし

た。

逆に、12月末までに講じられなかった場合、先ほど告訴というふうな話もありましたけれども、告訴じゃなしに行政側の中から、当然速やかにその問題を通知されないわけですよ、12月末の段階で。されない場合に何らかの行政指導的なものというのは、内部的には何かあるんでしょうか。

丸山高廣委員長

副市長違うん。

松井康祐委員

聞き方を変えましょうか。もし告訴がなければ、別にこの期限を迎えても問題はないものなんでしょうか。

丸山高廣委員長

ちょっと休憩に入ろうか思うんですけども、いいですか。1時間ちょっとあるんで。

松井康祐委員

いや、全然。

丸山高廣委員長

それでは、ただいまから15分間休憩いたします。5時5分まで休憩いたします。

午後4時52分 休憩

午後5時05分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

副市長。

高林正啓副市長

るる一般質問でも答弁させていただいておりますように、現在、必要な措置を講じられたいことに対してどのように市は今対応しているんだということで、正直申しまして現状を、まずは監査委員からこういう期限を切られていますので、何にも返事がないというのはおかしい話だというふうに認識をしております。ですから、年内に今の現状についてどこまで進み、そして、

今後どのように方向性を考えているのかということを書き化して、監査委員のほうには現状として報告をさせていただきたいなと思っております。

そうしませんと、確かに現状的には、今の、きょうの時点では必要な措置を講じられたいという全てがクリアできておりませんので、年末までに、つまり御用納めまでには監査委員宛てに市長名でその辺の準備をしたいと、そのように考えております。

それが一応、松井委員がどのように月末までにとということでおっしゃっていたことに対しての対応でございます。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

そうですよ、当然そうやろうと思います。現状までの報告しかできへんというのは。

私が伺いたいのは、講じられなかったという報告を出した、じゃ、法的にその部分というのは、役所の中でも当然その措置が講じられへなかったことに対しての何か罰則があるのか、もしくは、先ほど北村委員のおっしゃったような、住民からの告訴が出てきた場合はどういうふうな対応をするのか、その辺まで考えて今の現状まで持ってこられていたかどうかですよ。そこはいかがでしょう。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

法的には、当然、今、私が申しましたように、報告しても、住民の監査をされた請求者が、いや、それだけでは納得できないと、不服があると言った場合は、住民訴訟というようなことも法的には書いております。30日以内にたしか住民訴訟ができるというのを書いていたと思うんですけども、その辺に対して、最終的な法的

な機関がどのように判断をされるか、想定的には、恐らくこの監査結果と同じ措置がされるんじゃないかということは想定はできますけれども、ですけれども、そういった、要するに法的な手続に入る可能性が、請求者からある可能性があります。

以上でございます。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

やっぱり副市長、私はいいようにされるのも、ちょっと休憩中にも申しあげましたけれども、いいように、私がもしこの文書をいただいたとしたら、何度も申し上げますけれども、協議を行い、損害賠償等については必要な措置、この文書だけとってしまえば、本当にちょっと具体的なこの内容というのがわからない。その具体的な内容がわからないときに、市の内部で協議いただいた結果、先ほどの10月までいろいろ協議いただいて、行政財産使用許可であるとか、管理組合を立ち上げてこういうふうな状況というのは、終着点はわかったと、決めた。それに向けて取り組んでいこうという姿勢も見えた。

ところが、今現状、この12月末を迎えて、今、なおかつ、措置が講じられなかった日以降のことに関しても、今、副市長のほうからこういうふうなことになりますというのも、条件も伺えた。それに対しての取り組みと考えたときに、やっぱりこの部分だけに関しては、井上委員、北村委員おっしゃるように、誠意のある対応というふうには言えないんじゃないかなというふうに思います。池之原の住民さんの感情というふうなこともお話されていました。

さっき、ちょっと話が変わりますけれども、先ほどの大鳥池のほうの太陽光パネルもそうです。何で継続にしているかという理由というのは、住民さん同士のもめ合いにするのはおかし

いやろうと、私たちはやっぱり住民さん同士のもめ合いに対して、行政のほうからやはり何らかの仲裁してほしいという意味も込めた内容についても継続にしていると、あくまで場所を移したり削減するということに対しては今の現状ではなかなか難しいと、そこまで私たちは理解した上で、住民さんの立場に立って、こうしてほしいというふうな内容を上げているつもりです。

だから、やはり、もう一度住民さんの意識、意向に立って、改めて胸に手を当てて考えていただかないと、なかなか住民訴訟にまでつながってくるような内容やなというふうに思いますので、ほんまにしっかりした対応でよろしくお願ひしたいと思います。

（「関連」の声あり）

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭議員

今、松井委員からありましたけれども、そもそもずっとやっていますけれども、間に合うか間に合わないかみたいな話は、もう間に合うわけなかったんだから、最初から間に合わないと言ってもらったらこれだけ時間のロスがなかったんですけれども、確認ですけれども、最初のスタートは、本会議でも北村委員がおっしゃっていましたが、違法ではなく、不適切なんですね。不法行為ですね。違法ではないんですよね。違法性があつたという認識ですか、当局は。

いきなりこれを聞いたのは、行政が萎縮してしまうと、私たちは嫌なんです。だから、前も私たち政風クラブは言いましたけれども、市長は悪いことをやろうと思ってやったことじゃないから、このまちの未来を考えてやろうとしたことなんで、何でも取り組みをスタートさせるときは大変やと思うんです。

ただ、もし違法という判断を当局がしているときに、多分、大分、今、池之原地区は優しいですね。やっぱり地元なんで、村なんで、市長を相手取って訴えたりしたら申し訳ないとか、副市長がお住まいの土地やのに、そんな副市長を責めたったらかわいそうやなとか、多分、最大限配慮してくれて今に至っています。でも、共立さんは、やっぱり相手は企業やから、そんな甘いこと言っていられません。弁護士が出てきているし。

この間の市長の答弁でも、後ほど予算になるでしょうけれども、前受け金か借入金か何かわからんと、税務署に聞いたけれどもわかれへんみたいなのを、その辺とかを全部クリアしていただかないと、もし違法性ももちろん最初からあると認識してやっていた、そういう損害賠償が実際出てきたとなったら、市長も我々も任期がもう余りありません。来年のやっぱり立候補にかけて、市長もそうですし、我々も胸を張って出られなくなってしまいます。

もちろんチェックするほうと執行するほうと五分の責任じゃないけれども、我々もやっぱり相応それは批判されるべきところになってくるんで、その違法性というのをもし認識してやっていて、さらにそういうことが解決できないとなると、もう取り返しがつかないことになるんで、本当に市政始まって以来のことになってしまいます。

そこについては、もう一回行政内で認識を統一していただいて、さらに今言った前受け金とか弁護士費用の中の中身の問題とか、これは全部12月末はもう絶対間に合うわけないんだから、市長のこの任期の間に必ず整理してもらわないと本当に大変なことになりますので、その意見を申し上げておきます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

先ほど、いわゆる今までの経過についてきちっと整理をして監査のほうには出そうというふうに言われていましたので、それは当然、その中身を我々議員のほうにも配付していただきたいということは一つ要望しておきたいと思うんです。

それで、以前の市長がみずから監査請求をした内容については、例えば、市長監査請求の結果や見解とかいうようなことで、どういう見解ですというようなことも全部まとめて出されているんです。そやけど、住民監査請求を行われた中身は、これは期日を決められているんです。こっちは期日は決められていないんです。

住民監査請求は12月末までという期日を決められているから、重く受けとめないかんわけですよ。それまでに対処をちゃんとせないかんというふうになるんで、本来やったらこういう、いうたらまとめとか見解的なものが、そっちのほうについても出されておかないかんというふうに思うんです。

だけれども、これが全くないものですから、どこまで進んでいるのやら、どうなっているのやらというのが全く我々としてはわからないという状況になっていますので、こういうこと一つ見ても、やっぱり期日の決められた勧告が出ているにもかかわらず、それをほんまに重大視して受けとめていたんかなという点について、ちょっと疑問を持ちますので、できればこういうことについてもきちっとまとめて出していただきたいなことだけ、意見として述べておきたいと思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

私も意見としてですけども、そういう要綱がありながら、それを無視してやったとか、そ

れとか、勧告がありながらそのまま、いけば努力も怠って間に合わなかったとか、ちょっと違法性、違法するようなことを行政ではあつてはなりません。みんなに、一般市民もそうするけれども、違法性を認識してやったら過失じゃないですよ、故意ですよ。

故意というのは、ご存じでしょうけれども、一番問題になります。過失であればちょっとまだ救われるということはあるけれども、この辺のところは、余りにも法律とか何かに対しての認識が皆さん甘いん違いますか。意見として言うておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この住民監査の勧告の話があつて、期日がある話があつてですけれども、期日を守らなければ、先ほど副市長が言うておられたとおり、30日以内に住民訴訟を起こすことができるので、もちろん起こしますよ。不服があるからね。今までのあんな不誠実な回答をしている、議場で、本会議場であんな不誠実な答えをしている、先ほど私は思い切り大きな声で怒りましたけれども、岩室と池之原のせいにして、自分のせいじゃないように、責任がないように、人になすりつけるような話ばかりされていることに対しては、もう人として信用ならんと思っていますから、これは当然、訴訟になっていくでしょうよ。

というか、あなたは人に言われなきや動かなかった人だから。全部そうでしょう。市長みずから住民監査請求をするという異様な事態ですけれども、これも言われてやったわけでしょう。議会からするとと言ったときに、議会からするのは待つて、私、みずからするさかいに、いうたらそんな感じじゃないですか。ご体裁を整えるために自分でやったつもりですけれども、余計におかしなことになってしまっていて、答え

が答えとしてなっていないくて、よう対応できていないくて、そのことについて一切閉会議会でも触れずにいるような、あんなていたらくだつたからこういう事態になっていくわけでしょう。

それで、実際に訴訟になったとして、この措置ができていないことに対して不服があつて訴訟を起こされているとして、どのような判決が下されると思われますか。

丸山高廣委員長

それはちょっと難しいですね。

井上健太郎委員

それはわからへんでいいか。

丸山高廣委員長

それはちょっと判断できないですね。

井上健太郎委員

でも、それは、裁判所が決めることですけれども、覚悟はしておいてくださいよ。やりなさいよということができていないんですよ。その責任をとらなアカんのですよ。正常化するのには当たり前なんです。それ以上の責任をきちんと考えておいていただかないと、地区に迷惑かけてしまうことになりますし、相手方企業に迷惑かけてしまうわけにもいきませんし、あなたを信用して、あなたをいい人だと思っている人を裏切る行為につながってしまいかねませんから、そういったことがないようにはしていただきたいと思います。これはもう意見でとめておきたいと思います。

丸山高廣委員長

いろいろ意見はまだあるんですけれども、ちょっと確認だけ。僕、委員の皆さん共通で認識しておいていただきたい点を気づいたので、ちょっと聞きたいんですけれども、先ほど岩室財産区管理会の立ち上げについて、池之原地区で合意に至ったという話をされていたんですが、それはいわゆる濁り池の問題を解決するために合意に至ったんですか。

その内容を聞けていないんで、ちゃんとその辺の内容を、単純に管理会の設置について同意をいただいたということだけ言われているんですけども、内容については確認できていなかったんで、そこだけはちょっと皆さんに実情は知っておいていただけたほうがいいのかなと思いますので、その辺の説明だけお願いします。

副市長。

高林正啓副市長

まず、せんだっての一般質問でもお答えさせていただきましたように、濁り池を主たる目的としてではないというのは、池之原地区としての考え方でございます。そういったことで、8つのため池を管理している財産区財産の将来、つまり、池之原地区としては、将来を見据えた場合、財産区管理会は必要であることというのはまず一つ。もう一つは、現在、池之原地区内におきまして開発について検討されていると。その中で財産区財産、つまり、8つのため池の一部に売却問題が出てくると、その2点が大きなポイントだということで、答弁するときはそのように答えてもらわんと池之原としては困るということで、その辺のことは池之原の地区長には確認をとらせていただきました。

以上でございます。

丸山高廣委員長

ちょっとそれは確認できよう聞かせていただいたんで、結局、この問題についての解決に向けての同意ではなかったということは、ちょっと皆さんご理解いただいて、一応、目的は違えど、そういう管理会の設置については合意いただいているということだけ認識ください。

井上委員。

井上健太郎委員

今のを確認したことはいいんやけれども、蛇足があったやろう。そこだけ削除して。

丸山高廣委員長

いや、それは残しておいたほうがいいですよ。

井上健太郎委員

ああ、ええんか。残すんか。わかりました。

丸山高廣委員長

では、監査結果において指摘された事項について、ただいま質問されたと思うんですが、これにつきましては、これで終結させていただきます。

続きまして、第4期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

井上委員。

井上健太郎委員

すみません、これを聞いたかったんです。社長にお伺いします。

第4期メルシー for SAYAMA株式会社事業計画書の3、主な事業、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業の事業実施者として住民や地元関係団体との連絡調整を図るとともに、地区住民の安全安心を図り、ひいては地区住民の福祉の増進に資するよう、農業振興等を促進するとありますが、メルシー for SAYAMA株式会社は、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業の事業実施者なのですか、お答えください。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

主な事業の中での事業実施者という言葉でございますが、そもそもこのため池太陽光発電モデル事業を始めた時点で、メルシー for SAYAMAが事業実施者としてこの事業は進められてきています。

その中で、この途中経過というか、経過の中で、るるいろんな問題点が出てきたということで、現時点においてはメルシーが事業実施者で

ないと、実態としてはそうではないということでは明かですが、現在、例えば本市が、大阪狭山市がF I Tの権利を今の時点では所有しているという問題もありますし、書類上のいうなら事業実施者と実態としての事業実施者というようなことで、そのあたりが全然整理がついていないということでもありますので、現在、その整理を今かけている段階でございますから、はっきりと整理がつき次第、ここは修正していきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

11月中に総会があったからこれが出てきたわけでしょう、先月の。11月の時点でもう既にグリーン水素事業はもう撤回されていましたし、事業実施者じゃないことは明らかな状態でスタートしているんじゃないんですか。この時点で実施者じゃない、書面上とか実情はとかへったくれもなく、11月中に開かれている総会の時点で事業実施者なんて言うていたらおかしいじゃないですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

何も今期から事業実施者という表現を使っていたわけじゃなしに、最初、第1期の時点から、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社がこの事業の事業実施者ということで市民の方にも説明をしてきております。

ただ、この間の経過の中で、実態としてはメルシーが事業実施者でないということは明らかになっていますが、先ほども言いましたように、例えば、F I Tの権利なんかは今、大阪狭山市が所有していて、市が100%出資したメルシー f o r S A Y A M A がこれまでは事業実施者という形でやってきておりますので、その書類上

と実態とが今合っていないというのが問題として上がっておりますから、そこを今整理しておりますので、整理がはっきりとつき次第ここは修正していきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ほな、行政よりもこっちの会社のほうが、書いたものが物を言うんですね。おもしろいぐらい書いたものが物を言うでしょう。事業実施者と書いたら困るから事業実施者を削れないんでしょう。物すごくこれが物を言いよるやんか、ここに書いてある言葉が。

物すごく事業実施者という言葉を書いてしまっていることで、市民さんであり、この会社にかかわりを持っている事業者さんに勘違いを起こさせてしまっている。事業実施者でもないのに実施者と書いているやないかと後から突かれたときに、だましたなとならないんですか。僕は今、だまされた感満載で聞いています。

実施者でもない実施者、事業調整者かもしれないですよ。あらゆることを調整する、調整機能者であったり、そんなんやったらわかるけれども、実施者として主体ではないはずなので、事業実施者と書いてしまって、僕は事業計画にある、下にある、ため池太陽光発電モデル事業の役割の一端を担うまで書いてありますけれども、全部これは実施者としてではなくて、連絡調整であったり、環境測定であったり、経理を行うことぐらいのものでしかないのに実施者と書いてしまうのは、所有者でもないのに、何でそういうことを書いてしまっているんだ。

下に書いている第4期の事業計画とも突合合わない状況になっているので、つじつま合っていないことになっている事業計画書になりますよということを指摘しているんですけども、それは全然構わないんですか。実態と書い

ていることが合って初めてこの事業実施者という言葉を書き、その順序でよろしいんですか。事業実態に合わせるように書いているものを合わせていくほうが僕は大事やと思うんですけども、あなたの考えは違うように聞こえたんですが、社長としての判断はそれでよろしいんですか。

それから、社長として答えた後に市長が答えると変なので、社長はそう言っている、副市長は市と行政のトップとしてメルシー for SAYAMAを指導する立場にあるんですけども、そのような回答でいいのかということに合わせて聞きたいので、まずは社長がどう考えているのか、その回答について行政としてどういう指導をするのか、お答えをお二人からいただきたいと思います。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

先ほども言いましたように、明確に事業実施者が確定するまで、是正されるまではこの状態でいきたいと思っています。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まずは現状を市民に知らしめるという点で、一番適正な表現が何なのかというものを十分メルシーとして考えた上で、今、市長がお答えしましたがけれども、やはりそこを市民の理解を求めるために、納得度の高い考え方を示すように指導するという事しかないと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

私の指導も指摘もしました。副市長から今、指導される話がありました。社長の考えは変わらないですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今、副市長が申しておりますようなことも検討していきたいと思います。

（「ちょっと関連で」の声あり）

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

11月18日に地元との話し合いをメルシー for SAYAMA株式会社としてやりましたね。私ももちろんそこへ行かせてもらいましたけれども、このときにメルシーのほうから出した資料は、明らかに資金の確保、施設の所有ということで、事業者はグッドセンターコンサルティングだと、地元対応をいろいろするのはメルシー for SAYAMAですよと、保守・維持管理は共立電機ですよという、ちゃんとした資料をそのときにもらっているんですけども、だから、地元の人たちは、もう事業者でないというのは当然わかっているわけですよ。

だから、そういう点でいえば、やっぱりそれはそれで早くそういう対応はしておかないと、あくまでも何か事業者としてであれば、メルシーが事業者のように装っているというふうな雰囲気を出してしまうから、よくないなというふうに思いますので、そやから、早くそれはもう対処、できないのかな、すぐにはなかなか。難しいんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

表現の問題がありますので、表現をちょっとこちらからメルシーのほうに指導しまして、変更手続をしていただくという形になりますので、文面はちょっと考えます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今、そういう指導していただけるような旨の回答がありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それについてですけれども、次のページになるんですが、予算書の下から4行目、ホームページ管理委託料というのがあるんですけれども、16万4,000円が計上されています。第4期のメルシー予算書が16万4,000円で、第3期が11万4,000円だったんです。5万円値上がっちゃっているんですけれども、5万円値上げることと、前回11万4,000円でやってもらって、ちゃんと管理委託料を払っているにもかかわらず、個人質問で丸山議員からも指摘していただきましたが、ホームページの更新がきちんとされていません。

先ほどの指導のこともきちんとしていただきたくて、それもホームページに掲載、更新していただきたいんですけれども、この支払っている、予算が執行されていると思うんです、3期の分はもう決算になっているので。どのような契約を結んで11万4,000円の第3期の予算が執行されたのか、今、報告できる範囲で構いませんので、ホームページ管理委託料、まずは11万4,000円が昨年第3期どのように実施されたのか。更新が滞っている指摘をさせていただいてます今期の16万4,000円、5万円値上がっている、その理由についてお答えください。

2点お答えいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

まず、第4期のホームページの管理委託料16万4,000円のメルシーから報告を受けておる積算でございますけれども、まず、レンタルサー

バー代ということで6,000円の12カ月分の7万2,000円と、それから、メンテナンスプランとなっておりますけれども毎月2,500円、12月で3万円、あとはアクセスレポートの配信サービスということで毎月1,000円の12カ月で1万2,000円、それに修正料ということで、ホームページの修正にかかわる分で5万円で、全て足しますと16万4,000円というふうなことで、第4期の予算書のホームページ管理委託料としては報告を受けております。

3期と4期の対比のところで5万円増額となっております。この要因としましては、修正料を第4期で見込んでいるというところでございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

待つてね。修正料と、今、確かにそのとおり、5万円の差額は修正料の金額で、そこはつじつまが合うんですけれども、メンテナンスと修正は何がどう違うんですか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

この部分につきましては、メルシーの担当の方に聞かないと、ちょっと今、即答はできない状況でございます。申し訳ございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そこはまあいいや。

じゃ、先ほど指導していただく話なんかについては、更新に合わせて、修正に合わせてするように指導はきちんとできますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

せんだってやられる現在のメルシーのホームページの中にグリーン水素シティ構想とかということで入っておりますので、今ちょっと指示をもう既にさせていただいていますので、それで動いていただいています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

議会で指摘した部分についての修正は既にもう指導していただいているということです。今回、当局からこの事業計画についての文言の修正等についてもいただきましたので、そういったことも含めて、きちんと、どなたが見ても納得できるように、先ほど別の委員からは事業者を装っていると勘違いしてとられてしまえばという話が出てきましたので、本当にそういうふうになってしまわないように、きちんとした指導をしないと、市が100%出資しているというだけでも信用度が高くなければならない会社ですから、それがそう装っているのではないかとここで発言されてしまうぐらいの状況というのは、本当に好ましくないはずですから、きちんとした指導をしていただきたいと思います。

あわせて、そのまま次の、そこから4個上です。使用料及び賃借料があるんですけども、事務所家賃リース料というのが55万7,096円上がっています。これが前回物すごく大きな数字やったと思うんですけども、半額ぐらいになっているのかな。この辺の差額が、100万5,600円が前回、3期の予算なんですけれども、今回、賃借が55万7,000円と半額近くに目減っています。44万8,000円の減なんですけど、何がどう違っているのでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

この部分につきましては、現在、メルシーが事務所を構えておりますところから、現状ため池太陽光発電モデル事業の整理など、今後、これまで以上にメルシーへの連絡を密にし、さらに迅速に対応していくという必要が生じてきておりますので、今後、また同社への指導監督を一層強化していくという観点から、本庁舎、市役所の庁舎のほうへ事務所を移転するということとを予定といいますか、考えているというところでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

いやいや、事業計画書案のとおりこの会社の所在地は大阪狭山市狭山1丁目2392番地3、ラ・コスタ101号室なんですけれども、なぜここにしたか、この経過は覚えておられますか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

当初このメルシー for SAYAMA株式会社を立ち上げたときは、連絡先ということで、たしか庁内にあったかと思います。ただ、その当時は、これからまだこのグリーン水素シティ構想自体を進めていくと、そしてまた、同時にため池太陽光発電事業も進めているという中で、いろいろと来客も含めて、そういう株式会社、一法人が庁内にあるということが本当にいいのかということで、庁外に出たというふうに記憶しております。

ただ、今回もう一度庁内に戻すということにつきましては、このグリーン水素シティ構想を取り下げているということ、そしてまた、このメルシー for SAYAMA株式会社自体の役割をいうなら終えんさせて、解散、解消に向けて今取り組んでいる中で、市とメルシーとの連携を強化して迅速に対応するという目的が第一

としてありますので、今、そのような予定を考えています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

本庁舎内にあったこの会社の事務所をわざわざ外に出したんですね。そうしないとおかしかったからでしょう。なぜ一法人が、一株式会社、幾ら100%出資だからといえ庁内にそういうことを置いているんだ、おかしいんじゃないのかという指摘があったから出ていったんでしょう、そのとおりです。なぜ戻ってくるのだ。その説明、市民の皆さんが納得できる説明ができますか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今も申し上げましたように、このメルシー for SAYAMAを立ち上げた、設立された当初の目的というものが現在は変わってきています。逆にメルシー for SAYAMA株式会社の役割自体を解消していこうということで、清算していこうということで今、進んでおりますので、それを迅速に市と連携を図りながらするために庁内に持ってこようということで話をしているということです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

庁内に戻すということについては、やるべきでないということを意見しておきます。

そして、先ほど目的が当初と変わった話をされました、変わっているんだと。であればですけども、先ほどのページに戻りますが、第4期メルシー for SAYAMA株式会社事業計画書の主な事業で、事業実施者としてのおかしいな、直してくださいねという指導もありまし

たけれども、じゃ、その上の2番の設立の目的、大阪狭山市との連携を密にしながら、自然が持つさまざまなエネルギーを活用し、二酸化炭素を排出しないエネルギーの供給を実現させるとともに、安全安心な社会の構築と持続可能な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする、この目的はどのように変わるんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

この第4期の目的はもう既に変わっております。

（「変わっているの」の声あり）

すみません。当初、恐らく設立目的の中に、水素を生かしたという、グリーン水素シティの文言が恐らく入っていたのかなというふうに思っています。それが、この第4期にはもうその言葉がなくなっているということで、当初設立したときの目的から変わっているということであります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それは変わっていていいんですけども、違うですよ。もう清算をして締めようというのが、設立の目的というに変ですけども、4期の目的なわけでしょう。4期中にもう締めてしまうんでしょう。そうじゃないの。4期中に整理するのかなと思ったんですけども。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今、方向としてはそういう方向であります、締めるまでは、当然この事業は推進しておりますので、メルシーとしての役割はそれまではあるということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何かちょっと気持ち悪い感じなんで、整理しておきたいのでちょっととめておきます。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

先ほどの事務所家賃の件で、市長から本庁舎に移す予定という形の説明があったんですけども、総務部長になるんですか、庁舎管理については。これについては、多分、役所の中で相談しているかと思うんですけども、行政としてどうなんですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

先ほども社長のほうからご答弁ありましたように、メルシー for SAYAMA自身を解消していく、それと、100%出資の会社でもあるということで、当初の目的からは大きく変わってきておりますので、今、グリーン水素シティ事業対策室のほうと調整して、庁舎を貸し出すという方向で事務調整はしております。

以上です。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

行政的には庁舎管理としては認めていくと、ただし、その費用については、何がしかの費用はお支払いいただきますよと、そういうふうに理解してよろしいんですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

そのとおりです。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

それと、先ほどの事業計画書の中の、事業実施者としてというのを、私もちょっとこれでいいんかということでチェックしているんですけども、この予算書の中に顧問弁護士委託料というのがずっとあったかと思うんですけども、こういった書類を作成したり、先ほど北村委員からも地区へ行ったときの意見交換の資料に出すような資料であるとか、そういったものを、いろんなときに顧問弁護士というのにはきちっと相談されているんですよね。

僕だったら、弁護士を顧問的に雇っているわけで、費用も払っているんで、外へ出したり、こういうしっかりしたものを出すときには、やっぱり相談をすると思うんですけども、社長にちょっとお尋ねしましょうか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

当然契約をしている顧問弁護士への委託料ということになっております。ちょっとどこまでを弁護士に全て相談しているかというのは、ちょっと把握をしておりますが、確実に法的なかわりのある事案であれば弁護士に相談をしているということで、ちょっと今回のこの予算書を弁護士に確認したかどうかというのは、ちょっと今は把握できておりません。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

顧問弁護士がおられるということなので、先ほど来、濁り池の問題もありました、大鳥池の問題もあります。そういうここにいるメンバーは行政の職員です。メルシーとしては、やはり顧問弁護士がいてるわけなので、どういう対応をしていくか、それで、どういう問題が起こるかということを、今、短時間勤務の職員が1

人と現社長が1人と、それで顧問弁護士がおられるので、メルシーとしてやっぱりそこら辺あたりをしっかりとやっていかないと、こういう費用を使うということと、問題を処理していけないということで、そこはちょっとメルシーの社長として十分な話し合いをしてほしいなということが1点。

それと、行政の中でもそうです。これまでいろいろ問題が起こってきていますけれども、やはり行政の中で議論して、その上に立って市長が発言をしていただけるようにしていかないと、僕たち議員としてはどうつかんでいくというんですか、話をつかんでいくことができないんで、そこら辺あたりの進め方をぜひともよろしくお願ひしておきたいと思います。これは意見として申し上げておきます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

庁舎管理に関連してなんですけれども、メルシーも一応民間の株式会社と、その株式会社から、賃貸料を取ったとしても受け入れるということになるのは、やはり庁舎管理規定とかいうのがあるはずなんです。それに基づいて、ほかの公的に近いというか、市とかかわりのあるような民間会社が貸してくれませんかと言うたときに、すぐわかりましたと貸すことはまずないと思うんで、それはあくまでも庁舎管理規定に基づくものでないとあかんと思うんですけれども、今回のメルシーに関連しては、そういう規定からちゃんとそういう規定にはまっているという判断でいいんでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

メルシーそのものに貸すことができるという明確な規定はないんですけれども、庁舎管理規

定の中で、別途運用の中で判断するという項目がございますので、その中で判断させていただいているという状況でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

その判断理由というのは明確に示しているわけですね。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

この理由につきましては、先ほど社長からも答弁ありましたように、所期の目的から大きく変わってきておりますし、100%出資の会社であること、それから、清算に向かって事務を進めていくということ、それと、迅速な対応が必要やということで、本庁舎と密接に関係のある場所に置くというふうなところ辺を理由といたしまして整理しているという状況でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そういう理由をつけたということは、あくまでも今までは規定外で、運用上考えたということだと思えるんですけれども、ほかに似たようなケースがあり得る可能性はないですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

ご指摘のように、確かに名目上は企業ということでございますので、貸し出しすることによる影響、ほかの企業が来たときにどうするんだという懸念は当然あるかと思います。

その辺については、100%出資であること等々について限定をかけてまいりまして、それ

を運用していきたいと、そのように考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そうですね。ただ、運用上の問題で判断しましたじゃなくて、やはり規定を一定明確にしておく必要があると思いますので、今回の一つの例として受け入れるということであれば、それは今後同じようなケース、ほかの民間企業が来た場合にも、明確に基準に従って対応しているんですというふうになるように、基準なりを明確にしてもらいたいと。

ただ、今回のことを果たして本当に受け入れることができるのかどうかというのは、判断が私はちょっと今つきませんので、またいろいろ検討はしたいというふうに思っています。

（「関連」の声あり）

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

先ほど来からの事務所移転のお話でございますけれども、正常化委員会の中で議論をさせていただいた中では、当然、今の状態で事務所を移すということは全然考えておりません。契約行為も含めた状況について一定のめどがついた、あとはメルシーの清算行為に移るという時点で事務所を移させていただいて、必要な経費をきっちり算定した上で清算を行っていくというための事務所移転というふうな考えを持っております。

全然それが、予算ですので、あらかじめ一定の幅を持たせた予算は組んでいますけれども、要は整理状態が長引く、あるいは短くなればなるほど事務所移転というのが早期に考えられますけれども、今の契約状況が正常化が伸びてい

けばいくほど、事務所移転というのは考えてはおりませんので、その辺はちょっとご理解をいただきたいと思います。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ということは、4月に移転しますという話がありましたね、たしか。それは流動的だということになりますね。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

正常化委員会での目途は、一応3月末までに全てけりをつけるという意味で、3月の時点でメルシー for SAYAMAの会社としての機能は、あとは清算手続だけということを踏まえて今は予定をしておりますので、そういう意味でのメルシーの予算かというふうにご理解いただければありがたいです。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ということであれば、あれは市長答弁だったかな、副市長答弁だったかな、どちらかだったと思うんですけれども、あれはもうあくまでも途中のいろんなそういうものは抜きにして4月には移転しますと、そういう話をされているので、それは正確にやはり答弁すべき問題だというふうに思います。そのことは指摘しておきます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

事務所移転のことですけれども、今ある、借りている場所では、緊密度とかそういうことが言われているんですけれども、距離的そんなに

離れていませんから、何でそこでできないと、この上やったらできるけれども、向こうやったらできへんと、その理由がわかりませんねんやけれども、そこら辺を説明してください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

おっしゃるとおり、距離は非常に短いんですけれども、例えば、連絡をとるにしても、電話をかけるにしても電話料もかかってきますし、いろいろ指示を与えるにしても、職員がそっちへ行って一々指示するとか、来てもらうとかいう、短いとは言いながらもやっぱりそこに時間はかかりますので、それやったら迅速に対応していきたいということです。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

5分もかかりませんで、そこへ行ったり来たりすると言うても。行って話したらいいし、こっち来てもらってもいいし、緊密な連携をとるのに、ここやったらできるけれどもそこではできへんという、そんな理由ではないでしょう。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先ほど政策推進部長もちょっとご答弁させていただきましたように、事務所の移転が目的でございまして、まず清算してからということになりますので、必ずしもそれがありきではございませんので、まずそちらのほうを優先していきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

そのことも聞こうと思っていたんですが、正常化委員会ではできるだけ清算をしていくのに、

4月ぐらいまでにやっていこうということですが、先ほど来から質問している濁り池とか、あるいは民間企業が弁護士も立ててきているとかいう状況で、とても4月までにできるような見通しはないんじゃないかと。地元の財産区についても、すぐできて、じゃ、その話をして4月までにちゃんと契約ができるのかと、財産区と。そういうような見通しは全然ないでしょう。いけますか、4月までに。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

きちっとした断言はちょっと差し控えさせていただきたいんですけれども、今回、本市がちょっと委託する弁護士につきましては、昨年から弁護士相談とかでしていただいている方です。

この5月にも弁護士の見解をいただくために、この監査のほうも熟知していただきまして、一定今回の事業スキームについても、形としてつくっていただいた方ですので、ここからイチガケからするということからいきますと、非常に交渉については、そういう形でたけた方ということで我々も判断しております。

相手がちょっとあることなので、確実にできますとは断言しにくいですが、その辺については、こちらの思いもこちらの弁護士にちょっと伝えて、頑張っていたきたいなというふうに思っております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

先ほど来からずっと審議していて、いうたら地元の池之原、岩室を含めた財産区をつくって、管理組合もつくって、そこと契約をするようにせないかんわけでしょう、メルシーは。

その後、今度はメルシーやなくて、市と民間業者も入れた話し合いをしていかないかんわけ

でしょう。それで、相手方弁護士、代理人を通じてやってきているという状況で、そんなにすっといけるような状況ではないなというふうに私は思いますけれども、それは急いで解決してほしいですよ。だけれども、現状から見て余り可能性がないのではないかなというふうに思うんですけれども、できますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

我々行政のほうもできる限りのことはしていこうと思っています。ただ、松尾委員おっしゃるように、相手方の弁護士次第といったらあれですけれども、もあることですので、そちらについては円滑に交渉が進むような形で進めていきたいなというふうに弁護士のほうにも伝えて、進めていきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

意見だけ言うておきます。

先ほど来、事務所の移転の問題もあったんで、それはいわゆる清算をする段階になって移るんですということですから、4月以降になる場合もあり得るということやわね。清算をできるような段階になって移るんだということだけはちょっと確認しておきたいし、時期的には4月ということで、断定はしないほうがいいんじゃないかという意見だけ申し上げておきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

交渉ごとの話になってくるんで、不安要素があるので、まずその確認、ちょっとそれは後でします。不安要素は後で確認します。

清算がなったらこちらに移ってきてもらって、

事務所を移して、後の整理をどんどん進めたいんだという話でしたけれども、それでしたら、こちらの職員が出向したらいいんじゃないんですか、向こうへ。

そういう手続をきちんと積んで、その担当職として清算のための出向をさせることはできないんですか。

丸山高廣委員長

担当。

田中 齊政策推進部長

地方公務員法上では、民間企業への出向については条例設置が必要でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

担当。

田中 齊政策推進部長

あと、補足ですけれども、民間企業への派遣につきましても、要は地方公務員法上、出向する企業が適正な事業をやっているかというところも踏まえた上での派遣条例の設置ということになります。

それは条例設置でございますので、議会の皆様方のご理解の上での設置ということになります。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

仕事をしない会社に出向するのも変な話なんで、わかりました、取り下げます。

であればですけども、この会社は役所に置いたりとかしている間にも、大きな、16億円ものプロポーザルの契約等々していますよね、選定委員会とかも。その選定委員会を開いた場所はどこでしたか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

私の家でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

社長の自宅をこの会社の事務所にすることを提案しておきます。

先ほどの不安要素についての質問をさせてもうていいですか。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

不安要素があることをちょっと言いました。4月までに間に合うのか、4月にできるのかという話なんですけれども、メルシーは、太陽光発電事業の事業運営経費について繰り入れがきちんとあったりとか、太陽光発電の事業売電収入がちゃんとあるはずなんです、台風が来てパネルが破損したり裏返ってしまったりとかしたことがあって、一時期売電がとまっていた話がありました。売電は、再開しているような話がありましたけれども、ここに関する経費はきちんと相手企業からメルシーのほうに入っているのでしょうか。どのようになっていますか、確認をお願いします。

丸山高廣委員長

事業実施者経費ですよね。それがどうなっているのかですよね。

だから、今2つあるし、35万円の消費税抜きと50万円の消費税抜き、その部分ですね。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

ちょっとメルシーから入金の手続きはまだ確認できておりません。

丸山高廣委員長

入金の確認ができていないというのはどういうことですか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

直近で確認がちょっと今とれていないので、台風直後はとめているということで聞いていたんですけども、今どうなっているのか確認はまた後で速やかにしておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

台風のパネルが破損した後、売電が始まっている時期だったと思うんですけども、修繕とか一部撤去した状態で通電が始まったという話を聞いた時点では、収入に入ってくるべきお金が実はメルシーに入っていないんだというふうに聞いていたので、そのことがすごく気になっているんです。

円満にいつているのであれば毎月の支払いはきちんとあるべきなのに、それがとまってしまっていた時期があるはずなので、それについてはきちんと答えをもらいたいですけれども、もう会社は閉まっちゃっているのかな。答えはきょうは出てこないですか。

丸山高廣委員長

これは社長、わからないですか。

社長。

古川照人市長

確かに台風直後は被害にまずは早急に対応するというので、一時的にちょっと支給をストップするという話は聞いていました。

ただ現状、今現在、この時点でそれが復活しているのか、まだとまった段階なのかというのは、正直ちょっと確認をとれていません。

丸山高廣委員長

すみません、ちょっと静かにしてください。

井上委員。

井上健太郎委員

物すごく厳しい経営状態の会社だから、この

前受け金の繰り入れみたいなのがあつてやつとこさみみたいな感じの雰囲気がある会社で、いうたら1カ月でもとまったら、それは死活問題のイメージがあるんですよ。家賃は払わなアカんし、社員の給料払わなアカんし、実際には地区へのお金の支払いもしなアカんわけでしょう。

たまたま今回はとどめておられますから、ひょっとしたらストックがあるのかもしれませんが、本来支払うべきお金ですから手をつけたらいけないお金のはずなので、支払い先が地区ではなく財産区でないといけないからとめているだけのことであって、そのお金は手をつけたらいけないお金なんですけれども、それを守ろうと思ったら、この毎月支払われるべき事業運営経費が入っていく、35万円が入ってこないということは、会社の社長としても致命的な話で、まだ入っているか入っていないかわからないと、そんな経営感覚でいてもらったら困るんです。

直ちに確認をとってもらわなきゃいけないし、12月ですよ。台風が来たのは9月ですし、9月分、10月分がとまっているんやったら、それが11月、12月になって4カ月分まとまってきちんと入っているのかどうなのか。そんなことがわからないのでは困るんですよ。

丸山高廣委員長

確認できましたか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今の時点では入っていないということなんですけれども、それが毎月入っているのか、何カ月かに1回入っているのかというのがちょっとありますので、今の時点でとまっていて、次また12月に入るのか1月に入るのかというのは、ちょっと今確認をとれていないんで、今は台風で一旦とめますということで言われているままだそうです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今、担当さんのほうに確認していただいたら、台風後、とりあえず12月18日現在ではとまったままだということです。何かそのあたりがもう不安でしかない、結局不安が確認できただけということなんですけれども、ちょっととめておきたいと思います。

丸山高廣委員長

ちょっとすみません、支払いはどうなっているんですか。その辺が、いつ支払いの何カ月払いとか決まっているんですか。皆さん、それを知らないと思うんで。毎月払われているものと多分思っていると思うんですけれども。

ちょっと調べておいて。

じゃ、小原委員。

小原一浩委員

今、早く撤収してこっちへ入るとか、それを締めるとか何か言うていますけれども、まだいろいろ問題があるん違うかないう気がするんやけれども、細かいことですが、先ほど第4期メルシー for SAYAMAが非常に厳しい経営でやっているというので、例えば顧問弁護士費用とか税理士費用、顧問弁護士5万円、12月分とか、税理士2万5,000円のがあっておる。

これは正直言いまして、このぐらいの企業で入ってくるのは、別に物を売っているわけじゃないし、在庫もいろいろ管理する必要のないのに、出金伝票書いて何かして、税理士のところへ持っていきや、年間5万円ぐらいで一式やってくれますよ。何でこんなもったいないことするのかなと思います。

それと、顧問弁護士も5万円ですが、顧問弁護士で去年の11月か、おととしかな、50万円を余分にもらうからということでメルシー for SAYAMAがやりました。そのとき何でこんな

契約をしたんだと、弁護士に相談していたらあんなことはなかったんじゃないと。

特に対策室というか、推進室やったんかな、対策室やな。その人に聞いても、いや、そんなん相談なしでメルシー f o r S A Y A M A が向こうと契約して、50万円を2年間分もらうと、35万円ということでした。そのときに、ここの繰入金として、前受け金1年分の繰り入れ、これは、前受け金ともらうのは、私は権利金としてもらっているんだなと思ったんです。それで、運営経費となっているけれども、売りに繰り入れていったらいいんだなと思っていたのが、あの契約からころんと変わって、借入金になっていますよね。借入金になっているということをいろいろ調べた上で、向こうのほうにこうこうだからということ言うんじゃないかと思うんですが、そしたら、いろいろ今後、弁護士を立ててやりますというようなことになったと。

ここで顧問弁護士5万円ですが、基本的にはメルシー f o r S A Y A M A 自身が相手方といういろいろやっている。それに対してどれだけかわっているかわからないけれども、対策室がかわっていると。そしたら、相手が弁護士を立ててやってくる、そしたら、こっち側もということで、市の補正予算で百何十万円か、80万円か何かのが申請されているということを聞いて、ええ、何でやと。メルシー f o r S A Y A M A がやっているやつに何で大阪狭山市がそこまで肩入れる、第一、3名の今の対策室自身の人件費というのはどないなっているねんやろと、何を仕事してのやろうという気があります。

そんなことをごちゃまぜにした上で、補正予算まで組んでメルシー f o r S A Y A M A のために大阪狭山市がそれをやるんですか。そんなこと、筋をきちっと通さな、メルシー f o r S A Y A M A がやって、それでもって、いけば向こうの心証を害したのか、話し合いで、裁判に

なっているわけじゃないと思うんだけど、そんなことをごちゃまぜにしたらだめですよと私は思います。

細かいことのあれから言うと、とにかく売り上げというか、前受け金としてやっていて、それは認識からいうと権利金みたいな形でもらって、20年間であれを落としていく、そのためには売り上げに計上するというのは、この経理処理はええと思うんですけども、運営経費として繰入金等がなっていますけれども、いろいろ、例えば事務所経費でも、同じ事務所だけれども前回と比べて大分安くなっていますけれども、もっともときちとやらないかんし、そういう、例えば収入がいつあるかというようなことまでもつかんでいないような会社をどこまで面倒見るんですか。これは大阪狭山市としてよっぽど考えないかんですよ。

細かいことを言うたりあれですけども、とにかく、一番最初から、無理をしながら短い期間で発注し、何かあった、じゃ、請負契約書をつくった、じゃ、請負契約書で発注したけれども、しかし、これは私は、債務保証なんかはリース会社が言うやろうなと思ったら、案の定言われて、それをやっていなかった。それを我々に言わずにやる。おかしいことやっているなど。それは発注というか、契約はしているけれども空契約じゃないかとまで私は言いましたけれども、それがやっとなかったのは、実はその債権をどこかへ売ったと、こういう無理をしたのが今、来ているわけです。

しかし、できるだけ早く処理せんないけませんけれども、まだまだ、じゃ、3月まででこれを全部締めて、整理して、それで事務所をこっちへ持ってきたらとか何か、そんなことよりもっといろいろ問題があるの違うかなと、意見としては言うておきますわ。

丸山高廣委員長

西野委員。

西野滋胤委員

今、3月末で締められるようにする努力をされているということをお伺いしたんですけれども、締められた際、こちらのメルシー f o r S A Y A M A 株式会社にごッドセンターコンサルティングから支払われているこの額というのは、大阪狭山市に入ってくるということでもいいんですか。それとも入ってこないということになるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ちょっとすみません、確認したいんですけれども、入ってくるというのは何が入ってくる。

西野滋胤委員

今、事業実施者経費のほうを払ってもらっていますけれども、そちらのほうには、大阪狭山市のほうにはメルシー f o r S A Y A M A がなくなった時点で入ってくるということはあるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

そういったことも、今回の交渉の中で上がってくるのだと思います。今の契約からいきますと、メルシーが地元調整等の対策のためにいただいているお金ですので、それがもう完全に大阪狭山市になって、もうそれはしないよとなった時点でそういうのは入ってこないのかなと思います。ちょっとすみません、それは弁護士さん同士の今度交渉になりますので、断言はちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

先ほどご質問のございました事業実施者経費等々の入金状況でございます。

事業実施者経費は、基本毎月末日に振り込んでくるものになっております。農業振興交付金につきましては、9、12、3、6の年4回に分けての支払いになっております。

事業実施者経費につきましては、9月から停止というふうなことで聞いております。農業振興交付金につきましては、7、8月分までの入金は確認しておりますが、9月以降の分は入っていないということで聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

実は今、前にもらった通帳のコピーを見ながら、37万8,000円がちゃんと毎月入っているやんかというのをチェックしていたんですけれども、それが9月分からとまっている。9、10、11、12、12月はまだもう少し日にちがありますけれども、万一12月までとまってしまうと、37万円の4カ月分やから140万円くらいになってしまう。

少なくとも今の段階で100万円を超えているお金が滞っている。なのに事務所はあいているし、事務所の家賃は払っているし、社員は雇っているし、普通の経営者やったらそんな事態に気づかないはずがないし、どういう感覚で経営に当たってはるのか。

市からの100万円の出資金がほんまに返ってくるんかどうかが心配になっているぐらい、今の社長の対応のお話を聞いていると、出資金の100万円はちゃんと返してもらえるんですよね。そういう段取りも何か。

僕、一番最初、物すごく早いことから、締め方、終わり方を考えてくれという一般質問をしているんですよ、終わり方、物すごく難しいはずだからと。でも、答えはなかったですけど

も、いよいよ、まさかこんな早いかなと思いましたが、終わり方を考えなあかん時期に来ていて、終わり方を考えられていないような気がします。もう少し勉強してもらわなあかんと思いますし、商工会にも入っていはるんでしょ。商工会さんにもいろんな相談をされないと、商工会さんにも迷惑かけてしまうん違うかなと思いますよ、この会社として。

少しこの店じまい、会社じまいについては、担当もいろいろ動いてくれはったり、社員も動いてはると思いますが、社長としても店の、会社の締め方、しかるべきところに相談に行ってもらったりだとか、そういった手続についてきちんと社長としての自覚も持っていただきたい。それはちょっと意見をしておきたいと思います。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。さっきの37万6,000円と54万円、両方がとまっているんですか。それは。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業対策室次長

両方含めた分。

丸山高廣委員長

両方ですね。

北委員。

北 好雄委員

共立電機製作所が弁護士を立ててきたというのとお金のとまっているのというのはリンクしているんじゃないんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

時系列にいきますと、先に台風がありまして、台風で損害があったということでとめられているんですよ。その1カ月後ぐらい、台風が9月なので、明確にとまったと聞いたのが多分その月やったと思うんですけども、それから

弁護士さんを立ててきたというのが11月なので、同時じゃないんです。

ただ、同じ話です。要は台風で被害があつて、事業実施者経費も見直したいという意向もあつたので、こちらもそういう形で契約の見直しということもありまして、それで投げたところもありますので、いろんなものが同時に動いているので、同じような形。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

ですので、もっと深刻になったほうがいいと思いますよ、本当に。お金がとまっているんだというのが今わかったんですけども、そのことを大事やと思いますので、よろしくお願いします。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

関連なんですけれども、今、台風による被害、損害があつてからとまっているという話なんですけれども、前にお話を聞いている、万一被害、損害があつた場合は保険で手当てをするという話があつたと思うんです。だから、その分とこちらの収入というものとは別個の話なのかなと思うんですけども、今、北委員がおっしゃるように、ちょっと今、いろんなものがリンクして、それで弁護士というものが出てきたんかもしれないんですけども、本当にまずは何でとまっているかの、お金の、確かにこちらから従業員が動いているわけじゃないですか。家賃も払って動いているわけやないですか。やはりその分についての支払いについてとかはちょっと確認をして、それはそれとしながら、やっぱり一つ一つ分けて話をしていかなないとあかんのん違うんかなと思います。それで、危機感を持って当たってくださるようお願いしておきたいと

思います。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

ちょっとさっき北委員がおっしゃっていたんで、向こうが弁護士を立てられてきたということで、こちら弁護士を委託するということなんですけれども、実際のところは、相手方とこっち側の関係というのは実際どうなんですか。もうこじれてしまっているんですか、正直なところ共立さんと。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先日の予算決算でもちょっとお話ししたかもわかりませんけれども、10月半ばに私が向こうの担当者の方と会ったときは、そんなこじれているとかではなくて、F I Tの権利は以前から移してくれということで切望していたんで、それは希望どおりやと。あとは、今回我々が法制的見解を踏まえて、先ほどご説明しましたけれども、行政財産使用許可とか賃貸借契約を結ばなあかんから、その案をこしらえたんで、一回見せてくれということでしたので、そのまま送ったんです。

そしたら、向こうは社長と一回相談します、社長は一回弁護士と相談しますという話になって、今こういう状況になっているので、表面的にというか、感情的にがあっとなっている話ではなくて、冷静にはというか、普通には話しております。

以上です。

丸山高廣委員長

いいですか。

徳村委員。

徳村 賢委員

一応、今、お互いが冷静な判断で動けている

というようなお言葉やったんで、多分この間の補正予算でも弁護士費用だったので、それが契約ができれば、向こうの共立さんの弁護士とある意味では冷静にまた話が進んでいくというふうに考えておけばええと思っただけですね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

基本的には円滑に進める予定ですので、我々が示した契約書の中身で向こうと交渉をするというイメージです。

徳村 賢委員

了解です。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

例の9月4日、台風第21号によってパネルが破損したんですけれども、あのときにとめ金が破損したのは強度が弱かったからということで、金属等を入れて強くするということだったんですけれども、そのあたりの部品の改良しての今回取り付けだったんでしょうか。その辺、ちょっと確認をしたいんですけれども。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今、メルシー通じて施工業者が聞いていますのは、その対策品はまだ間に合っていないそうです。それはまた間に合えば対策工事という形で入ることになっております。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

これは思っていたんですよ。当然保険であれば、強度を強くしての部品であつたら対応できないわけで、同じ、同等の部品でしかやっていないなと思っていたんですけれども、これやっ

たら当初対応して工事するというので、根底から狂ってくると思うんですよ。

だから、そこらあたりもつきちつと、対策室ですから、そのあたりをやっていたかしないと、先日の住民の意見交換会でもありましたけれども、せっかく機会を持っているのに、何ら向こうの住民の方に与えるものがないので、そのあたり誠意を持ってやってもらうというところ、本当に4階で優秀な人が3人もおられますから、そこらあたりよく考えてやっていただきたいと思います。

新しい部品を開発するのに、それは確かに2カ月、3カ月、やはり半年ぐらいかかると思いますので、そこらはおかしいなと思っていたんですけども、やっぱりそういうことが確認できました。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

2つの監査請求で、今、正常化に向けてずっと頑張ってくれているんですけども、2月26日に出た監査に基づいての対応度合いというか、今どのくらいまで進展しているのかだけちょっと教えておいてほしい。パーセントでいえば70%とか、大体めどを、幾らか進んでいつているんですよ、もちろん。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

冒頭でちょっとご説明しましたけれども、主にメルシーの経理の関係につきましては、やはり第1期の修正決算もしましたけれども、まだそれでもなおさら会計法上の経理の仕方がちょっとまずい部分がありましたので、それについては弁護士、もちろん会計士にもきちっと相談した上で訂正する今、準備をしております。

太陽光の契約の関係につきましては、くどいんですけども、まだ交渉は何も始まっていませんので、これからかなというところがございますので、契約した後、本当に相手との第1回目の交渉が始まらないと今は何とも申し上げられないような状況ですので、パーセンテージではちょっとお答えしかねるところがありますので、ご了解いただけたらと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ちょっとメルシー for SAYAMAの経理の話が出ましたので、ちょっと確認したいんですけども、今回、予算書、第4期出ましたが、今もちょろっと出ましたけれども、第1期の修正決算をさらに修正しなあかんという話が出ました。何年前の決算ができていないんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

第1期ですので、平成27年11月19日に設立しましたので、それ以降から平成28年10月31日までの分です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そんな会社、普通あるのかな、本当に。

先ほどの説明……。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

申し訳ございません。第1期はちょっと修正決算をしていますので、平成29年8月、9月にもう一回決算を修正しておりますので、すみません、ちょっと訂正だけお願いします。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

期としては、最初答弁したとおりの期間じゃないですか、修正したのは。その翌年の8月ですけれども。でも、その修正された決算のときにも、税理士もおって、弁護士もついていて何でこんなことになるのという話になったときに、それは本来提出されるべき書類がなかっただとか、通帳がなかっただとか、その辺がそろっていなかったからこうなったんであって、粉飾とかではないという話でしたよね。粉飾違うんかという話がそのとき出たじゃないですか。でも、それは書類が整っていなかったからということでしたけれども、僕らにしたら出してなかったんじゃないのかという、隠していたんじゃないのかという疑惑もある状態でしたし、そんなこともないように、きちんと出すべきものを出して修正しましたという話をしていたのに、それがまだ会計法上、何のために会計士雇ったんですか。

逆にこのメルシーとして会計士が会計士の仕事をできていなかったんだから、その報酬を返してくださいよということは、メルシーの社長としては言わないんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

以前からもご指摘を受けておりましたし、今回の本会議でも答弁させていただきましたが、第1期の決算を修正せざるを得ない大きな理由の一つに、借入れなのか前受けなのかという、ここで、我々メルシーとしては前受けということでこれまで決算を打ってきましたが、今回、市の指摘も含めて、また税務署のほうは、両方とも受け取れるので税務署としては判断できないという見解をいただいています。

それを、ただ、市として公の立場で会計を見

たときに、やはり借入れという形がいいんじゃないかという今、話もあって、最終的にどういう処理をすればいいかというところで検討しているということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

借入れじゃないかという話はさんざんここでしたよね。利息がついたりしているし、どう見ても借入れやと、前受け金じゃないよと、物事の見方をちゃんと考えてくれということをやっていますよね、社長に対しても。

税務署にも行ってやっとかさ、また、それも税務署に言われて、そうになっているから行政としてどうなんだと行政に聞いてみて、もっと早くに気がついていなあかんでしょう。おかしいと思って指摘し続けているんだから。どうなのかな。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

ちょっと補足します。

税務署の見解はどっちとも受け取れるという判断なので、メルシーとして、一企業として、これが前受けというならそれでもいいという認識らしいですけれども、市として、市の指導として、やはりこれは借入れとして処理したほうが適切だろうという指導を受けているということです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

借入れだと思いますから、借入れとして処理してもらいたいんですけれども、それをした結果、修正の修正が来るんですね。

それも含めてこの契約を見直す中身に加わってしまうわけでしょう、違うんですか。相手さ

んがあることです。このお金の契約は、もう別途でいいんですか。今回の話とはもう別。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

詳細までは、本当にまだ何もできていないので、ちょっとはいとも何とも言いがたいところがあります。

ただ、いろんな部分でメルシーの清算という形でこれまでちょっとお答えさせていただいていますように、それでもって相手方と交渉に入れますので、そういう話も出てくるのかなという、ちょっと私の素人じみたあれですけども、思われます。

ただ、申し訳ございません。本当にまだ相手と何にもしておきませんので、ちょっとコメントのほうは差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

丸山高廣委員長

一つだけ聞いておきたいんですけども、この異常な状態の会社なんですけれども、決算自体がこれだけ修正、修正しながら、法人税とかの問題とかも出てくると思うんですけども、この会社自体が違法な会社になっていかないのかなと、何か変な会社になっているんですけども、その辺の見解とかは何か受けているんですか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません、変な会社というのがちょっとどういう意味なのかあれなんですけれども、経理のあらわし方がおかしかったというだけで、それを今訂正しようとしていますので、正しい方向にと言うたらあれですけども、間違った計上をしていたやつを直そうとしているだけなので、そこをちょっとご理解いただきたいと思います。

丸山高廣委員長

わかりました。

ほかありませんか。いいですか。

(「はい」の声あり)

これにつきましてはこれで終結させていただきます。

その他何かございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

以上で、本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後6時30分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員長